



# 鳥取県公報

平成 31 年 3 月 15 日 (金)  
号外第 20 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 条 例 鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例 (12) (資産活用推進課) . . . . . 8

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

- (1) 消費税法の一部が改正され、消費税の税率が10パーセント（現行 8パーセント）に引き上げられることに伴い、消費税が課される資産の譲渡等に係る使用料及び手数料について、増税額に相当する額の引上げを行う。
- (2) 建築基準法の一部改正に伴い、新たに行う事務について手数料の額を定める。
- (3) 境漁港高度衛生管理型市場の一部を供用開始することに伴い、新たに導入する施設等の利用について使用料の額を定める。
- (4) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴い、新たに行う事務について手数料の額を定める。
- (5) 受益と負担の公平の確保を図るため、医薬品等の規格試験等に係る手数料の額を見直す。

2 条例の概要

(1) 鳥取県行政財産使用料条例の一部改正

消費税が課される土地の使用に係る使用料の基準額及び建物の使用料について、増税額に相当する額の引上げを行う。

(2) 鳥取県保健所条例の一部改正

- ア 消費税が課される検査に係る手数料について、増税額に相当する額の引上げを行う。
- イ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

消費税が課される使用料及び手数料について、増税額に相当する額の引上げを行う。

(4) 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正

次のとおり試験及び検査に係る手数料の額を引き上げる。

区分	単位	改正前	改正後
ア 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の試験			
（ア）規格試験			
a 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するもの、試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1件につき	16,563円	16,600円
b a以外のもの	1件につき	37,571円	37,900円
（イ）成分試験			
a 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1成分につき	5,053円	5,100円
b 前処理として試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1成分につき	13,198円	13,200円
c a及びb以外のもの	1成分につき	23,523円	23,600円
イ ウイルス検査（分離同定検査）	1種目につき	16,206円	16,400円

(5) 鳥取県都市公園条例の一部改正

消費税が課される土地の使用に係る使用料について、増税額に相当する額の引上げを行う。

(6) 鳥取県公衆浴場法施行条例の一部改正

公衆浴場の営業許可に係る手数料の額を23,000円（現行 22,000円）に引き上げる。

## (7) 鳥取県食品衛生条例の一部改正

飲食店営業等の許可について、次のとおり手数料の額を引き上げる。

区分	単位	改正前	改正後
喫茶店営業	1件につき	10,500円	11,500円
菓子製造業	1件につき	15,400円	15,700円
あん類製造業	1件につき	15,400円	15,700円
アイスクリーム類製造業	1件につき	15,400円	15,700円
集乳業	1件につき	10,500円	11,500円
乳類販売業	1件につき	10,500円	11,500円
食肉販売業	1件につき	10,500円	11,500円
魚介類販売業	1件につき	10,500円	11,500円
乳酸菌飲料製造業	1件につき	15,400円	15,700円
氷雪販売業	1件につき	15,400円	15,700円
豆腐製造業	1件につき	15,400円	15,700円
納豆製造業	1件につき	15,400円	15,700円
めん類製造業	1件につき	15,400円	15,700円

## (8) 鳥取県建築基準法施行条例の一部改正

ア 次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分	単位	金額
既に用途規制特例許可を受けている建築物の増築、改築又は移転についての特例許可	1件につき	110,000円
日常生活に必要な一定の建築物で、騒音又は振動の発生等による住居の環境の悪化を防止するために必要な一定の措置が講じられているものの建築についての用途規制特例許可	1件につき	140,000円
特定行政庁等が指定した壁面線等を超えない建築物における建蔽率の限度の超過の許可	1件につき	33,000円
1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、使用上必要と認める期間を定めて建築する許可	1件につき	160,000円
建築物の用途の変更に伴い現行基準に適合させるための工事を段階的に行うことの認定	1件につき	27,000円
建築物の用途を変更して1年以内の期間を定めて当該建築物を一時的に興行場等として使用させる許可	1件につき	120,000円
建築物の用途を変更して必要と認める期間を定めて当該建築物を一時的に特別興行場等として使用させる許可	1件につき	160,000円

イ その他所要の規定の整備を行う。

## (9) 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部改正

次のとおり病性鑑定後の家畜等の死体の焼却に係る手数料の額を引き上げる。

区分	単位	改正前	改正後
1 牛及び馬			
(1) 月齢が満24月以上のもの	1頭につき	29,400円	30,000円
(2) 月齢が満12月以上満24月未満のもの	1頭につき	14,700円	15,000円
(3) 月齢が満12月未満のもの	1頭につき	2,400円	2,500円
2 豚			
(1) 月齢が満18月以上のもの	1頭につき	9,800円	10,000円

(2) 月齢が満6月以上満18月未満のもの	1頭につき	4,900円	5,000円
(3) 月齢が満2月以上満6月未満のもの	1頭につき	980円	1,000円
3 山羊、羊及び鹿			
(1) 月齢が満6月以上のもの	1頭につき	4,900円	5,000円
(2) 月齢が満2月以上満6月未満のもの	1頭につき	980円	1,000円
4 その他のもの	1キログラム (1キログラム未満の端数があるときは、1キログラムとして計算する。)につき	49円	50円

(10) 鳥取県林業試験場手数料等徴収条例の一部改正

ア 次のとおり手数料の額を引き上げる。

(ア) 強度試験（曲げ試験、引張試験又は圧縮試験）及び接着強度試験 2,540円に1試験片につき980円を加算した金額（現行 2,430円に1試験片につき930円を加算した金額）

(イ) 強度試験（壁状構造物試験） 3,280円に1試験片につき11,110円を加算した金額（現行 3,120円に1試験片につき10,600円を加算した金額）

(ウ) 実大強度試験（曲げ試験） 6,300円に1試験片につき3,950円を加算した金額（現行 6,190円に1試験片につき3,880円を加算した金額）

(エ) 実大強度試験（引張試験又は圧縮試験） 12,350円に1試験片につき4,890円を加算した金額（現行 12,120円に1試験片につき4,800円を加算した金額）

(オ) 環境試験（燃焼試験） 16,460円に1試験片につき8,160円を加算した金額（現行 16,160円に1試験片につき8,020円を加算した金額）

イ 環境試験（含水率試験）の手数料を3,270円に1試験片につき430円を加算した金額（現行 3,760円に1試験片につき400円を加算した金額）に改める。

ウ 次のとおり機械器具使用料の額を引き上げる。

(ア) 小型強度試験機 1時間につき260円（現行 1時間につき240円）

(イ) パネル強度試験機 1時間につき430円（現行 1時間につき410円）

(ウ) 実大強度試験機 1時間につき1,600円（現行 1時間につき1,570円）

(エ) 恒温器 1時間につき150円（現行 1時間につき140円）

(11) 鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正

ア 次の表の区分の欄に掲げる市場施設の利用について、同表の使用料の欄に定めるところにより使用料を徴収する。

区分	使用料	
	単位	金額
冷海水供給施設	給水量1立方メートルにつき	980円
シャーベットアイス供給施設	給氷量1立方メートルにつき	2,757円
冷蔵庫	使用面積1平方メートルにつき1月	158円
固定式活魚水槽	1区画につき1月	66,156円

イ 次の表の区分の欄に掲げる市場施設の利用について、次のとおり使用料の額を引き上げる。

区分	使用料		
	単位	金額	
		改正前	改正後
卸売業務施設   水産物の荷さばきの	生鮮水産物1箱又は20キログラムに	8円60銭	8円80銭

	ための利用	つき		
		加工水産物20キログラムにつき	43円20銭	44円
小型区画駐車場		1区画(11.25平方メートル)につき1月	2,200円	2,300円
中型区画駐車場		1区画(27.0平方メートル)につき1月	4,700円	4,800円
大型区画駐車場		1区画(42.25平方メートル)につき1月	7,100円	7,300円
海水供給施設	海水を市場内で使用する場合	給水量1立方メートルにつき	148円	151円
	海水を市場外に持ち出す場合	給水量1立方メートルにつき	75円	79円
冷海水供給施設		給水量1立方メートルにつき	980円	998円
シャーベットアイス供給施設		給水量1立方メートルにつき	2,757円	2,808円
冷蔵庫		使用面積1平方メートルにつき1月	158円	161円
固定式活魚水槽		1区画につき1月	66,156円	67,381円
関係事業者施設用地(消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる利用以外の利用)		使用面積1平方メートルにつき1年	1,072円	1,092円

ウ 次の表の区分の欄に掲げる市場施設の利用について、次のとおり使用料の額を引き下げる。

区分		使用料		
		単位	金額	
			改正前	改正後
卸売業務施設	仲卸業務のための利用	使用面積1平方メートルにつき1月	1,330円	830円
詰所		使用面積1平方メートルにつき1月	1,330円	830円

エ 卸売業務施設(仕立場のための利用)及び事務室に係る使用料を廃止する。

- (12) 鳥取県国有地使用料徴収条例、鳥取県道路占用料等徴収条例、鳥取県海岸占用料等徴収条例、鳥取県流水占用料等徴収条例、鳥取県砂防指定地等管理条例、鳥取県漁港管理条例及び鳥取県港湾管理条例の一部改正

ア 消費税が課される国有地等の使用に係る占用料等について、増税額に相当する額の引上げを行う。

イ その他所要の規定の整備を行う。

- (13) 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正

消費税が課される着陸料、停留料及び土地等の使用に係る使用料について、増税額に相当する額の引上げを行う。

- (14) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正

ア 次のとおり新たに手数料を徴収する。

(ア) 地域福利増進事業の実施のための特定所有者不明土地の土地権利等の取得又は土地等使用権の存続期間の延長についての裁定 損失の補償金の見積額をそれぞれ次の表の左欄に掲げる金額に区分して、それぞれ同表の右欄に定める金額を合計した額

10万円以下の金額	27,000円
10万円を超え、100万円以下の金額	5万円に達するごとに2,700円
100万円を超え、500万円以下の金額	10万円に達するごとに3,400円
500万円を超え、2,000万円以下の金額	100万円に達するごとに3,500円
2,000万円を超え、1億円以下の金額	400万円に達するごとに4,800円

1億円を超える金額	0円
-----------	----

(イ) 土地収用法の事業の認定を受けた収用適格事業又は都市計画法の認可又は承認を受けた都市計画事業の実施のための特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定 損失の補償金の見積額をそれぞれ次の表の左欄に掲げる金額に区分して、それぞれ同表の右欄に定める金額を合計した額

10万円以下の金額	27,000円
10万円を超え、100万円以下の金額	5万円に達するごとに2,700円
100万円を超え、500万円以下の金額	10万円に達するごとに3,400円
500万円を超え、2,000万円以下の金額	100万円に達するごとに3,500円
2,000万円を超え、1億円以下の金額	400万円に達するごとに4,800円
1億円を超える金額	0円

イ 次のとおり手数料の額を引き上げる。

事務の区分	単位	改正前	改正後
(ア) 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務に限る。）	1件につき	700円	1,800円
(イ) 薬局の開設の許可	1件につき	29,000円	29,700円
(ウ) 医薬品の販売業の許可	1件につき	29,000円	29,700円
(エ) 医薬品の登録販売者試験の実施	1件につき	14,000円	14,300円
(オ) 医薬品の販売従事登録	1件につき	7,100円	7,200円
(カ) 温泉をゆう出させる目的の土地の掘削の許可	1件につき	120,000円	127,000円
(キ) 温泉のゆう出路の増掘又は温泉のゆう出量を増加させるための動力の装置の許可	1件につき	110,000円	120,000円
(ク) クリーニング師の免許	1件につき	5,600円	5,700円
(ケ) クリーニング師免許証の再交付	1件につき	3,400円	3,500円
(コ) 監視伝染病の発生を予防するために行う家畜の検査			
a ヨーネ病の酵素免疫測定法による検査	1件につき	680円	700円
b 牛ウイルス性下痢・粘膜病に係る検査	1件につき	680円	700円
(サ) 牛に使用する飼料の分析			
a 一般分析	1件につき	700円	1,000円
b ミネラル分析	1件につき	700円	800円
(シ) 教育職員の臨時免許状の授与	1件につき	1,700円	1,800円
(ス) 特別支援学校の教員の臨時免許状への新教育領域の追加	1件につき	1,700円	1,800円
(セ) 教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長	1件につき	2,200円	2,300円
(ソ) 教育職員の免許状の書換交付	1件につき	870円	950円
(タ) 教育職員の免許状の再交付	1件につき	1,100円	1,200円
(チ) 旧免許状所持現職教員の修了確認期限の延期	1件につき	2,200円	2,300円

(15) 鳥取県警察手数料条例の一部改正

自動車の保管場所の確保を証する新たな書面の交付に係る手数料の額を1件につき2,300円（現行2,100円）に引き上げる。

(16) 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

消費税が課される施設の使用に係る使用料について、増税額に相当する額の引上げを行う。

(17) 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正

工業用水道の料金について、増税額に相当する額の引上げを行う。

## (18) 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正

消費税が課される県立病院において徴収する使用料及び手数料の額について、増税額に相当する額の引上げを行う。

## (19) 施行期日等

ア 施行期日は、平成31年10月1日とする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日とする。

(ア) (12)のイに関する事項 公布の日

(イ) (14)のイの(ア)に関する事項 平成31年4月1日

(ウ) (11)のア及びエ、(14)のアに関する事項 平成31年6月1日

(エ) (8)に関する事項 建築基準法の一部を改正する法律の施行の日

イ (17)の改正について所要の経過措置を講ずる。

# 条 例

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第12号

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

(鳥取県行政財産使用料条例の一部改正)

第 1 条 鳥取県行政財産使用料条例 (昭和39年鳥取県条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																												
<p>別表 (第 2 条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 建物その他の工作物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">その 他 の 場 合</td> <td>県庁舎</td> <td>講堂</td> <td>1 時間</td> <td style="text-align: right;"><u>2,790円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">プール</td> <td>1 時間</td> <td style="text-align: right;"><u>8,090円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 「基準額」とは、使用する土地の 1 平方メートル当たりの価格 (許可の日の属する年度の前年度の初日における路線価、固定資産税評価額等を勘案して知事が別に定める額をいう。以下同じ。) に1000分の56を乗じて得た額 (土地の使用のうち消費税法 (昭和63年法律第108号) 第 6 条第 1 項の規定により非課税とされるもの以外のものにあつては、使用する土地の 1 平方メートル当たりの価格に<u>10万分の6160</u>を乗じて得た額) をいう。</p> <p>6 略</p> <p>7 1 月以上建物を使用させる場合の使用料の額は、使用面積 1 平方メートルにつき、次のとおりとする。この場合において、使用期間に 1 月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。</p> <p>(1) 県庁舎等 1 月につき<u>1,030円</u></p> <p>(2) 非木造の建物 (県庁舎等を除く。) 1 月につき<u>830円</u></p>	区分		使用料			単位	金額		略					その 他 の 場 合	県庁舎	講堂	1 時間	<u>2,790円</u>	略		略		プール		1 時間	<u>8,090円</u>	略				<p>別表 (第 2 条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 建物その他の工作物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">その 他 の 場 合</td> <td>県庁舎</td> <td>講堂</td> <td>1 時間</td> <td style="text-align: right;"><u>2,740円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">プール</td> <td>1 時間</td> <td style="text-align: right;"><u>7,940円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 「基準額」とは、使用する土地の 1 平方メートル当たりの価格 (許可の日の属する年度の前年度の初日における路線価、固定資産税評価額等を勘案して知事が別に定める額をいう。以下同じ。) に1000分の56を乗じて得た額 (土地の使用のうち消費税法 (昭和63年法律第108号) 第 6 条第 1 項の規定により非課税とされるもの以外のものにあつては、使用する土地の 1 平方メートル当たりの価格に<u>10万分の6048</u>を乗じて得た額) をいう。</p> <p>6 略</p> <p>7 1 月以上建物を使用させる場合の使用料の額は、使用面積 1 平方メートルにつき、次のとおりとする。この場合において、使用期間に 1 月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。</p> <p>(1) 県庁舎等 1 月につき<u>1,010円</u></p> <p>(2) 非木造の建物 (県庁舎等を除く。) 1 月につき<u>820円</u></p>	区分		使用料			単位	金額		略					その 他 の 場 合	県庁舎	講堂	1 時間	<u>2,740円</u>	略		略		プール		1 時間	<u>7,940円</u>	略			
区分			使用料																																																										
		単位	金額																																																										
略																																																													
その 他 の 場 合	県庁舎	講堂	1 時間	<u>2,790円</u>																																																									
	略		略																																																										
	プール		1 時間	<u>8,090円</u>																																																									
	略																																																												
区分		使用料																																																											
		単位	金額																																																										
略																																																													
その 他 の 場 合	県庁舎	講堂	1 時間	<u>2,740円</u>																																																									
	略		略																																																										
	プール		1 時間	<u>7,940円</u>																																																									
	略																																																												



(3) 略 8～10 略	(3) 略 8～10 略
-----------------	-----------------

(鳥取県保健所条例の一部改正)

第2条 鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。</p> <p>(1) 平成20年厚生労働省告示第59号（診療報酬の算定方法）別表第1医科診療報酬点数表又は別表第2歯科診療報酬点数表（以下「点数表」という。）に掲げる検査 1件につき点数表により算定した額に、<u>1,000分の880</u>を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。</p> <p>(1) 平成20年厚生労働省告示第59号（診療報酬の算定方法）別表第1医科診療報酬点数表又は別表第2歯科診療報酬点数表（以下「点数表」という。）に掲げる検査 1件につき点数表により算定した額に、<u>消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる検査にあっては10分の8を、それ以外の検査にあっては1,000分の864</u>を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(2)・(3) 略</p>

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 鳥取県立総合療育センター（以下「総合療育センター」という。）の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法律に基づく給付の対象となる医療に係る利用にあっては、同法第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準並びに健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（同法第149条においてこれらの規定を準</p>	<p>(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 鳥取県立総合療育センター（以下「総合療育センター」という。）の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法律に基づく給付の対象となる医療に係る利用にあっては、同法第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準並びに健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（同法第149条においてこれらの規定を準</p>

用する場合を含む。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準(以下この条において「診療報酬の算定方法」という。)により算定した額。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあつては、診療報酬の算定方法により算定した額に100分の110を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(5) 略

(6) 予防接種又は虫歯予防フッ素塗布にあつては、診療報酬の算定方法に準じて算定した額に100分の110を乗じて得た額を勘案して規則で定める額

3 鳥取県立鳥取療育園(以下「鳥取療育園」という。)及び鳥取県立中部療育園(以下「中部療育園」という。)の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。

(1) 略

(2) 健康保険法その他の法律に基づく給付の対象となる医療に係る利用にあつては、診療報酬の算定方法により算定した額。ただし、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあつては、診療報酬の算定方法により算定した額に100分の110を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(3) 略

(4) 予防接種にあつては、診療報酬の算定方法に準じて算定した額に100分の110を乗じて得た額を勘案して規則で定める額

4～6 略

別表第1(第4条関係)

区分	金額
健康診断	1件につき <u>4,730円</u>
死体検案	1件につき <u>10,230円</u>
変死体検案	1件につき <u>18,480円</u>
死後処置	1件につき <u>4,400円</u>
生命保険等に係る個別面談	1件につき <u>5,830円</u>

別表第2(第4条関係)

用する場合を含む。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準(以下この条において「診療報酬の算定方法」という。)により算定した額。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあつては、診療報酬の算定方法により算定した額に100分の108を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(5) 略

(6) 予防接種又は虫歯予防フッ素塗布にあつては、診療報酬の算定方法に準じて算定した額に100分の108を乗じて得た額を勘案して規則で定める額

3 鳥取県立鳥取療育園(以下「鳥取療育園」という。)及び鳥取県立中部療育園(以下「中部療育園」という。)の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。

(1) 略

(2) 健康保険法その他の法律に基づく給付の対象となる医療に係る利用にあつては、診療報酬の算定方法により算定した額。ただし、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあつては、診療報酬の算定方法により算定した額に100分の108を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(3) 略

(4) 予防接種にあつては、診療報酬の算定方法に準じて算定した額に100分の108を乗じて得た額を勘案して規則で定める額

4～6 略

別表第1(第4条関係)

区分	金額
健康診断	1件につき <u>4,640円</u>
死体検案	1件につき <u>10,040円</u>
変死体検案	1件につき <u>18,140円</u>
死後処置	1件につき <u>4,320円</u>
生命保険等に係る個別面談	1件につき <u>5,720円</u>

別表第2(第4条関係)

区分	金額	区分	金額
普通診断書	1通につき <u>2,090円</u>	普通診断書	1通につき <u>2,050円</u>
健康診断書	1通につき <u>2,090円</u>	健康診断書	1通につき <u>2,050円</u>
死亡診断書	1通につき <u>2,310円</u>	死亡診断書	1通につき <u>2,260円</u>
年金障がい診断書	1通につき <u>5,500円</u>	年金障がい診断書	1通につき <u>5,400円</u>
身体障害者手帳診断書・意見書	1通につき <u>5,500円</u>	身体障害者手帳診断書・意見書	1通につき <u>5,400円</u>
精神障害者手帳診断書	1通につき <u>5,500円</u>	精神障害者手帳診断書	1通につき <u>5,400円</u>
自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書	1通につき <u>5,500円</u>	自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書	1通につき <u>5,400円</u>
生命保険金受領診断書	1通につき <u>5,830円</u>	生命保険金受領診断書	1通につき <u>5,720円</u>
死体検案書	1通につき <u>4,290円</u>	死体検案書	1通につき <u>4,210円</u>
変死体検案書	1通につき <u>4,290円</u>	変死体検案書	1通につき <u>4,210円</u>
通院入院証明書	1通につき <u>2,090円</u>	通院入院証明書	1通につき <u>2,050円</u>
診療明細書（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2第1項に規定する領収証の交付に併せて同条第2項の当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書として交付するものを除く。）	1通につき <u>440円</u>	診療明細書（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2第1項に規定する領収証の交付に併せて同条第2項の当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書として交付するものを除く。）	1通につき <u>430円</u>
通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。）	1通につき <u>2,090円</u>	通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。）	1通につき <u>2,050円</u>
通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	1通につき <u>1,100円</u>	通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	1通につき <u>1,080円</u>
略		略	

（鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第7条関係）			別表第2（第7条関係）		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
1 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の試験 (1) 規格試験			1 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の試験 (1) 規格試験		

ア 前処理の必要 がないもの又は 前処理として溶 媒に溶解するも の、試薬の添加 を行うもの、蒸 発乾固を行うも のその他これに 類する程度の前 処理を行うもの	1 件につき	<u>16,600円</u>	ア 前処理の必要 がないもの又は 前処理として溶 媒に溶解するも の、試薬の添加 を行うもの、蒸 発乾固を行うも のその他これに 類する程度の前 処理を行うもの	1 件につき	<u>16,563円</u>
イ その他のもの (2) 成分試験	1 件につき	<u>37,900円</u>	イ その他のもの (2) 成分試験	1 件につき	<u>37,571円</u>
ア 前処理の必要 がないもの又は 前処理として溶 媒に溶解するも のその他これに 類する程度の前 処理を行うもの	1 成分につき	<u>5,100円</u>	ア 前処理の必要 がないもの又は 前処理として溶 媒に溶解するも のその他これに 類する程度の前 処理を行うもの	1 成分につき	<u>5,053円</u>
イ 前処理として 試薬の添加を行 うもの、蒸発乾 固を行うものそ の他これに類す る程度の前処理 を行うもの	1 成分につき	<u>13,200円</u>	イ 前処理として 試薬の添加を行 うもの、蒸発乾 固を行うものそ の他これに類す る程度の前処理 を行うもの	1 成分につき	<u>13,198円</u>
ウ その他のもの	1 成分につき	<u>23,600円</u>	ウ その他のもの	1 成分につき	<u>23,523円</u>
2 ウイルス検査 分離同定検査	1 種目につき	<u>16,400円</u>	2 ウイルス検査 分離同定検査	1 種目につき	<u>16,206円</u>
略			略		

(鳥取県都市公園条例の一部改正)

第5条 鳥取県都市公園条例(昭和54年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第5(第14条関係)				別表第5(第14条関係)			
区分	単位	使用料		区分	単位	使用料	
		金額				金額	
		非課税と される公 園施設の 設置等	非課税と される公 園施設の 設置等以 外の設置 等			非課税と される公 園施設の 設置等	非課税と される公 園施設の 設置等以 外の設置 等

法 第 5 条	公園施設の設置		1平方メートルにつき1年	1,050円	<u>1,155円</u>
	公園施設の管	略			
第1項の許可	その他の場合	1平方メートルにつき1月			<u>1,380円</u>
法 第 6 条 第 1 項	電柱又は電柱の支線若しくは支柱		1本につき1年	1,500円	<u>1,650円</u>
	送電塔		1平方メートルにつき1年	900円	<u>990円</u>
又 は 第 3 項 の 許 可	略				
	水道管、下水道管、ガスの管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	75円	<u>82円</u>
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートルにつき1年	110円	<u>121円</u>
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートルにつき1年	150円	<u>165円</u>
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートルにつき1年	300円	<u>330円</u>
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	760円	<u>836円</u>
		外径が1	1メー	1,370円	<u>1,507円</u>

法 第 5 条	公園施設の設置		1平方メートルにつき1年	1,050円	<u>1,134円</u>
	公園施設の管	略			
第1項の許可	その他の場合	1平方メートルにつき1月			<u>1,360円</u>
法 第 6 条 第 1 項	電柱又は電柱の支線若しくは支柱		1本につき1年	1,500円	<u>1,620円</u>
	送電塔		1平方メートルにつき1年	900円	<u>972円</u>
又 は 第 3 項 の 許 可	略				
	水道管、下水道管、ガスの管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	75円	<u>81円</u>
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートルにつき1年	110円	<u>118円</u>
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートルにつき1年	150円	<u>162円</u>
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートルにつき1年	300円	<u>324円</u>
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	760円	<u>820円</u>
		外径が1	1メー	1,370円	<u>1,479円</u>

	メートル以上のもの	トルにつき1年					
	ハンドホール又はマンホール	1個につき1年	3,370円	<u>3,707円</u>			
	郵便差出箱又は信書便差出箱	1個につき1年	460円	<u>506円</u>			
	公衆電話所	1個につき1年	1,500円	<u>1,650円</u>			
略							
	標識	1本につき1年	1,500円	<u>1,650円</u>			
	その他のもの	1平方メートルにつき1年	1,050円	<u>1,155円</u>			
略							
備考 略							

	メートル以上のもの	トルにつき1年					
	ハンドホール又はマンホール	1個につき1年	3,370円	<u>3,639円</u>			
	郵便差出箱又は信書便差出箱	1個につき1年	460円	<u>496円</u>			
	公衆電話所	1個につき1年	1,500円	<u>1,620円</u>			
略							
	標識	1本につき1年	1,500円	<u>1,620円</u>			
	その他のもの	1平方メートルにつき1年	1,050円	<u>1,134円</u>			
略							
備考 略							

(鳥取県公衆浴場法施行条例の一部改正)

第6条 鳥取県公衆浴場法施行条例（昭和32年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(手数料の徴収) 第7条 法第2条第1項の許可については、1件につき <u>23,000円</u> の手数料を徴収する。	(手数料の徴収) 第7条 法第2条第1項の許可については、1件につき <u>22,000円</u> の手数料を徴収する。

(鳥取県食品衛生条例の一部改正)

第7条 鳥取県食品衛生条例（平成12年鳥取県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第3（第6条関係） (1) 略 (2) 喫茶店営業 1件につき <u>11,500円</u> (3) 菓子製造業 1件につき <u>15,700円</u> (4) あん類製造業 1件につき <u>15,700円</u> (5) アイスクリーム類製造業 1件につき <u>15,700円</u>	別表第3（第6条関係） (1) 略 (2) 喫茶店営業 1件につき <u>10,500円</u> (3) 菓子製造業 1件につき <u>15,400円</u> (4) あん類製造業 1件につき <u>15,400円</u> (5) アイスクリーム類製造業 1件につき <u>15,400円</u>

<p>円</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) 集乳業 1件につき<u>11,500円</u></p> <p>(10) 乳類販売業 1件につき<u>11,500円</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 食肉販売業 1件につき<u>11,500円</u></p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 魚介類販売業 1件につき<u>11,500円</u></p> <p>(15)～(19) 略</p> <p>(20) 乳酸菌飲料製造業 1件につき<u>15,700円</u></p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 氷雪販売業 1件につき<u>15,700円</u></p> <p>(23)～(28) 略</p> <p>(29) 豆腐製造業 1件につき<u>15,700円</u></p> <p>(30) 納豆製造業 1件につき<u>15,700円</u></p> <p>(31) めん類製造業 1件につき<u>15,700円</u></p> <p>(32)～(34) 略</p>	<p>円</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) 集乳業 1件につき<u>10,500円</u></p> <p>(10) 乳類販売業 1件につき<u>10,500円</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 食肉販売業 1件につき<u>10,500円</u></p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 魚介類販売業 1件につき<u>10,500円</u></p> <p>(15)～(19) 略</p> <p>(20) 乳酸菌飲料製造業 1件につき<u>15,400円</u></p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 氷雪販売業 1件につき<u>15,400円</u></p> <p>(23)～(28) 略</p> <p>(29) 豆腐製造業 1件につき<u>15,400円</u></p> <p>(30) 納豆製造業 1件につき<u>15,400円</u></p> <p>(31) めん類製造業 1件につき<u>15,400円</u></p> <p>(32)～(34) 略</p>
--	--

(鳥取県建築基準法施行条例の一部改正)

第8条 鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第3(第13条関係)		別表第3(第13条関係)	
事務	金額	事務	金額
略		略	
2 <u>法第87条の4</u> において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認	略	2 <u>法第87条の2</u> において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認	略
略		略	
5 <u>法第87条の4</u> において準用する法第7条第4項の規定に基づく建築設備の検査	略	5 <u>法第87条の2</u> において準用する法第7条第4項の規定に基づく建築設備の検査	略
略		略	
7 法第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく認定	略	7 法第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の2第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく認定	略
略		略	

13 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	1件につき180,000円	13 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	1件につき180,000円
13の2 法第48条第16項第1号の規定に基づく特例許可	1件につき110,000円		
13の3 法第48条第16項第2号の規定に基づく特例許可	1件につき140,000円		
略		略	
15の2 法第53条第4項又は第5項の規定に基づく許可	略	15の2 法第53条第4項の規定に基づく許可	略
16 法第53条第6項第3号の規定に基づく許可		16 法第53条第5項第3号の規定に基づく許可	
略		略	
32 法第85条第5項の規定に基づく許可	1件につき120,000円	32 法第85条第5項の規定に基づく許可	1件につき120,000円
32の2 法第85条第6項の規定に基づく許可	1件につき160,000円		
略		略	
38 法第86条の8第1項又は第3項の規定に基づく認定	1件につき27,000円	38 法第86条の8第1項又は第3項の規定に基づく認定	1件につき27,000円
39 法第87条の2第1項の規定に基づく認定	1件につき27,000円		
40 法第87条の3第5項の規定に基づく許可	1件につき120,000円		
41 法第87条の3第6項の規定に基づく許可	1件につき160,000円		
備考 略		備考 略	



(鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部改正)

第9条 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例(昭和47年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																				
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第3条 衛生所において行う次の各号に掲げる業務(法令の規定に基づいて行うもの及び鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)第2条第1項各号に掲げるものを除く。)については、申請その他の行為により当該業務をすることを求める者から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病性鑑定後の家畜等の死体の焼却 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 牛及び馬</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 月齢が満24月以上のもの</td> <td>1頭につき<u>30,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 月齢が満12月以上満24月未満のもの</td> <td>1頭につき<u>15,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 月齢が満12月未満のもの</td> <td>1頭につき<u>2,500円</u></td> </tr> <tr> <td>2 豚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 月齢が満18月以上のもの</td> <td>1頭につき<u>10,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 月齢が満6月以上満18月未満のもの</td> <td>1頭につき<u>5,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 月齢が満2月以上満6月未満のもの</td> <td>1頭につき<u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td>3 山羊、羊及び鹿</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 月齢が満6月以上のもの</td> <td>1頭につき<u>5,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 月齢が満2月以上満6月未満のもの</td> <td>1頭につき<u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td>4 その他のもの</td> <td>1キログラム(1キログラム未満の端数があるときは、1キログラムとして計算する。)につき<u>50円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p>	区分	金額	1 牛及び馬		(1) 月齢が満24月以上のもの	1頭につき <u>30,000円</u>	(2) 月齢が満12月以上満24月未満のもの	1頭につき <u>15,000円</u>	(3) 月齢が満12月未満のもの	1頭につき <u>2,500円</u>	2 豚		(1) 月齢が満18月以上のもの	1頭につき <u>10,000円</u>	(2) 月齢が満6月以上満18月未満のもの	1頭につき <u>5,000円</u>	(3) 月齢が満2月以上満6月未満のもの	1頭につき <u>1,000円</u>	3 山羊、羊及び鹿		(1) 月齢が満6月以上のもの	1頭につき <u>5,000円</u>	(2) 月齢が満2月以上満6月未満のもの	1頭につき <u>1,000円</u>	4 その他のもの	1キログラム(1キログラム未満の端数があるときは、1キログラムとして計算する。)につき <u>50円</u>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第3条 衛生所において行う次の各号に掲げる業務(法令の規定に基づいて行うもの及び鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)第2条第1項各号に掲げるものを除く。)については、申請その他の行為により当該業務をすることを求める者から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病性鑑定後の家畜等の死体の焼却 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 牛及び馬</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 月齢が満24月以上のもの</td> <td>1頭につき<u>29,400円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 月齢が満12月以上満24月未満のもの</td> <td>1頭につき<u>14,700円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 月齢が満12月未満のもの</td> <td>1頭につき<u>2,400円</u></td> </tr> <tr> <td>2 豚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 月齢が満18月以上のもの</td> <td>1頭につき<u>9,800円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 月齢が満6月以上満18月未満のもの</td> <td>1頭につき<u>4,900円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 月齢が満2月以上満6月未満のもの</td> <td>1頭につき<u>980円</u></td> </tr> <tr> <td>3 山羊、羊及び鹿</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 月齢が満6月以上のもの</td> <td>1頭につき<u>4,900円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 月齢が満2月以上満6月未満のもの</td> <td>1頭につき<u>980円</u></td> </tr> <tr> <td>4 その他のもの</td> <td>1キログラム(1キログラム未満の端数があるときは、1キログラムとして計算する。)につき<u>49円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p>	区分	金額	1 牛及び馬		(1) 月齢が満24月以上のもの	1頭につき <u>29,400円</u>	(2) 月齢が満12月以上満24月未満のもの	1頭につき <u>14,700円</u>	(3) 月齢が満12月未満のもの	1頭につき <u>2,400円</u>	2 豚		(1) 月齢が満18月以上のもの	1頭につき <u>9,800円</u>	(2) 月齢が満6月以上満18月未満のもの	1頭につき <u>4,900円</u>	(3) 月齢が満2月以上満6月未満のもの	1頭につき <u>980円</u>	3 山羊、羊及び鹿		(1) 月齢が満6月以上のもの	1頭につき <u>4,900円</u>	(2) 月齢が満2月以上満6月未満のもの	1頭につき <u>980円</u>	4 その他のもの	1キログラム(1キログラム未満の端数があるときは、1キログラムとして計算する。)につき <u>49円</u>
区分	金額																																																				
1 牛及び馬																																																					
(1) 月齢が満24月以上のもの	1頭につき <u>30,000円</u>																																																				
(2) 月齢が満12月以上満24月未満のもの	1頭につき <u>15,000円</u>																																																				
(3) 月齢が満12月未満のもの	1頭につき <u>2,500円</u>																																																				
2 豚																																																					
(1) 月齢が満18月以上のもの	1頭につき <u>10,000円</u>																																																				
(2) 月齢が満6月以上満18月未満のもの	1頭につき <u>5,000円</u>																																																				
(3) 月齢が満2月以上満6月未満のもの	1頭につき <u>1,000円</u>																																																				
3 山羊、羊及び鹿																																																					
(1) 月齢が満6月以上のもの	1頭につき <u>5,000円</u>																																																				
(2) 月齢が満2月以上満6月未満のもの	1頭につき <u>1,000円</u>																																																				
4 その他のもの	1キログラム(1キログラム未満の端数があるときは、1キログラムとして計算する。)につき <u>50円</u>																																																				
区分	金額																																																				
1 牛及び馬																																																					
(1) 月齢が満24月以上のもの	1頭につき <u>29,400円</u>																																																				
(2) 月齢が満12月以上満24月未満のもの	1頭につき <u>14,700円</u>																																																				
(3) 月齢が満12月未満のもの	1頭につき <u>2,400円</u>																																																				
2 豚																																																					
(1) 月齢が満18月以上のもの	1頭につき <u>9,800円</u>																																																				
(2) 月齢が満6月以上満18月未満のもの	1頭につき <u>4,900円</u>																																																				
(3) 月齢が満2月以上満6月未満のもの	1頭につき <u>980円</u>																																																				
3 山羊、羊及び鹿																																																					
(1) 月齢が満6月以上のもの	1頭につき <u>4,900円</u>																																																				
(2) 月齢が満2月以上満6月未満のもの	1頭につき <u>980円</u>																																																				
4 その他のもの	1キログラム(1キログラム未満の端数があるときは、1キログラムとして計算する。)につき <u>49円</u>																																																				

(鳥取県林業試験場手数料等徴収条例の一部改正)

第10条 鳥取県林業試験場手数料等徴収条例(平成8年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
1 試験手数料			1 試験手数料		
区分		金額(1件)	区分		金額(1件)
(1) 強度試験	ア 曲げ試験、引張試験又は圧縮試験	<u>2,540円</u> に1試験片につき <u>980円</u> を加算した金額	(1) 強度試験	ア 曲げ試験、引張試験又は圧縮試験	<u>2,430円</u> に1試験片につき <u>930円</u> を加算した金額
	イ 壁状構造物試験	<u>3,280円</u> に1試験片につき <u>11,110円</u> を加算した金額		イ 壁状構造物試験	<u>3,120円</u> に1試験片につき <u>10,600円</u> を加算した金額
(2) 実大強度試験	ア 曲げ試験	<u>6,300円</u> に1試験片につき <u>3,950円</u> を加算した金額	(2) 実大強度試験	ア 曲げ試験	<u>6,190円</u> に1試験片につき <u>3,880円</u> を加算した金額
	イ 引張試験又は圧縮試験	<u>12,350円</u> に1試験片につき <u>4,890円</u> を加算した金額		イ 引張試験又は圧縮試験	<u>12,120円</u> に1試験片につき <u>4,800円</u> を加算した金額
(3) 接着強度試験		<u>2,540円</u> に1試験片につき <u>980円</u> を加算した金額	(3) 接着強度試験		<u>2,430円</u> に1試験片につき <u>930円</u> を加算した金額
(4) 環境試験	ア 燃焼試験	<u>16,460円</u> に1試験片につき <u>8,160円</u> を加算した金額	(4) 環境試験	ア 燃焼試験	<u>16,160円</u> に1試験片につき <u>8,020円</u> を加算した金額
	イ 含水率試験	<u>3,270円</u> に1試験片につき <u>430円</u> を加算した金額		イ 含水率試験	<u>3,760円</u> に1試験片につき <u>400円</u> を加算した金額
略			略		
2 略			2 略		
3 機械器具使用料			3 機械器具使用料		
区分	金額		区分	金額	
小型強度試験機	1時間につき	<u>260円</u>	小型強度試験機	1時間につき	<u>240円</u>
パネル強度試験機	1時間につき	<u>430円</u>	パネル強度試験機	1時間につき	<u>410円</u>
実大強度試験機	1時間につき	<u>1,600円</u>	実大強度試験機	1時間につき	<u>1,570円</u>
恒温器	1時間につき	<u>150円</u>	恒温器	1時間につき	<u>140円</u>

略	略
---	---

(鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正)

第11条 鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第2条の2、第39条関係)				別表(第2条の2、第39条関係)			
区分		使用料		区分		使用料	
		単位	金額			単位	金額
卸売業務施設	略			卸売業務施設	略		
	仲卸業務のための利用	使用面積1平方メートルにつき 1月	1,330円		仲卸業務のための利用	使用面積1平方メートルにつき 1月	1,330円
					<b>仕立場のための利用</b>	使用面積1平方メートルにつき 1月	<b>1,330円</b>
略				略			
海水供給施設	略			海水供給施設	略		
	海水を市場外に持ち出す場合	給水量1立方メートルにつき	75円		海水を市場外に持ち出す場合	給水量1立方メートルにつき	75円
冷海水供給施設		給水量1立方メートルにつき	980円				
シャーベットアイス供給施設		給氷量1立方メートルにつき	2,757円				
冷蔵庫		使用面積1平方メートルにつき 1月	158円				
固定式活魚水槽		1区画につき1月	66,156円				
シャワー		1人1回につき	200円	シャワー		1人1回につき	200円
				<b>事務室</b>		使用面積1平方メートルにつき 1月	<b>1,770円</b>
略				略			
備考				備考			
1～7 略				1～7 略			
8 <u>給水量若しくは給氷量</u> が1立方メートル未満のとき、又は給水量若しくは給氷量に1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルとして計算するものとする。				8 <u>給水量</u> が1立方メートル未満のとき、又は給水量に1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルとして計算するものとする。			
9・10 略				9・10 略			

第12条 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条の2、第39条関係）				別表（第2条の2、第39条関係）			
区分		使用料		区分		使用料	
		単位	金額			単位	金額
卸売業 務施設	略 水産物の荷さば きのための利用	生鮮水産物1箱	8円80銭	卸売業 務施設	略 水産物の荷さば きのための利用	生鮮水産物1箱	8円60銭
		又は20キログラムにつき				又は20キログラムにつき	
	加工水産物20キログラムにつき	44円	加工水産物20キログラムにつき	43円20銭			
	仲卸業務のための利用	使用面積1平方メートルにつき 1月	830円		仲卸業務のための利用	使用面積1平方メートルにつき 1月	1,330円
略				略			
詰所		使用面積1平方メートルにつき 1月	830円	詰所		使用面積1平方メートルにつき 1月	1,330円
小型区画駐車場		1区画（11.25平方メートル） につき1月	2,300円	小型区画駐車場		1区画（11.25平方メートル） につき1月	2,200円
中型区画駐車場		1区画（27.0平方メートル） につき1月	4,800円	中型区画駐車場		1区画（27.0平方メートル） につき1月	4,700円
大型区画駐車場		1区画（42.25平方メートル） につき1月	7,300円	大型区画駐車場		1区画（42.25平方メートル） につき1月	7,100円
海水供給施設	海水を市場内で 使用する場合	給水量1立方メートルにつき	151円	海水供給施設	海水を市場内で 使用する場合	給水量1立方メートルにつき	148円
	海水を市場外に 持ち出す場合	給水量1立方メートルにつき	79円		海水を市場外に 持ち出す場合	給水量1立方メートルにつき	75円
冷海水供給施設		給水量1立方メートルにつき	998円	冷海水供給施設		給水量1立方メートルにつき	980円
シャーベットアイス供給施設		給水量1立方メートルにつき	2,808円	シャーベットアイス供給施設		給水量1立方メートルにつき	2,757円
冷蔵庫		使用面積1平方メートルにつき 1月	161円	冷蔵庫		使用面積1平方メートルにつき 1月	158円
固定式活魚水槽		1区画につき1 月	67,381円	固定式活魚水槽		1区画につき1 月	66,156円
略				略			
関係事業者施設用地		使用面積1平方メートルにつき	993円 (消費税)	関係事業者施設用地		使用面積1平方メートルにつき	993円 (消費税)

	1年	法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる利用以外の利用にあっては、 <u>1,092</u> 円)		1年	法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる利用以外の利用にあっては、 <u>1,072</u> 円)
備考 略			備考 略		

（鳥取県国有地使用料徴収条例の一部改正）

第13条 鳥取県国有地使用料徴収条例（平成12年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
1 占用料							1 占用料						
区分	単位	占用料					区分	単位	占用料				
		金額							金額				
		非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の 占用					非課税とされ る占用		非課税とされ る占用以外の 占用		
市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域		
工 作 物 の 柱 設 置 を 伴 う もの	第1種電 柱	1本 につ き1 年	630円	530円	<u>693円</u>	<u>583円</u>	工 作 物 の 柱 設 置 を 伴 う もの	第1種電 柱	1本 につ き1 年	630円	530円	<u>680円</u>	<u>572円</u>
	第2種電 柱		970円	820円	<u>1,067</u> 円	<u>902円</u>	第2種電 柱	970円		820円	<u>1,047</u> 円	<u>885円</u>	
	第3種電 柱		1,300 円	1,100 円	<u>1,430</u> 円	<u>1,210</u> 円	第3種電 柱	1,300 円		1,100 円	<u>1,404</u> 円	<u>1,188</u> 円	
	その他の 柱類		56円	48円	<u>61円</u>	<u>52円</u>	その他の 柱類	56円		48円	<u>60円</u>	<u>51円</u>	
塔類	広告 塔	表示 面積 1平方 メートル につき	2,000 円	1,000 円	<u>2,200</u> 円	<u>1,100</u> 円	塔類	広告 塔	表示 面積 1平方 メートル につき	2,000 円	1,000 円	<u>2,160</u> 円	<u>1,080</u> 円

		1年				
	その 他の 塔	占用 面積 1平方 メートル につき 1年	1,100 円	950円	<u>1,210</u> 円	<u>1,045</u> 円
水 管、 下水 道 管、 ガス 管そ 他の の管 類	外径 が 0.4 メー トル 以上 1メ ー トル 未 満の もの	長さ 1メ ー トル につ き 1年	130円	110円	<u>143円</u>	<u>121円</u>
		外径 が 0.4 メー トル 以上 1メ ー トル 未 満の もの	340円	290円	<u>374円</u>	<u>319円</u>
		外径 が1 メー トル 以上 の もの	670円	570円	<u>737円</u>	<u>627円</u>
標識		1本 につ き 1 年	900円	760円	<u>990円</u>	<u>836円</u>
看板又は 広告板	表示 面積 1平方 メー トル に		2,000 円	1,000 円	<u>2,200</u> 円	<u>1,100</u> 円

  

		1年				
	その 他の 塔	占用 面積 1平方 メートル につき 1年	1,100 円	950円	<u>1,188</u> 円	<u>1,026</u> 円
水 管、 下水 道 管、 ガス 管そ 他の の管 類	外径 が 0.4 メー トル 以上 1メ ー トル 未 満の もの	長さ 1メ ー トル につ き 1年	130円	110円	<u>140円</u>	<u>118円</u>
		外径 が 0.4 メー トル 以上 1メ ー トル 未 満の もの	340円	290円	<u>367円</u>	<u>313円</u>
		外径 が1 メー トル 以上 の もの	670円	570円	<u>723円</u>	<u>615円</u>
標識		1本 につ き 1 年	900円	760円	<u>972円</u>	<u>820円</u>
看板又は 広告板	表示 面積 1平方 メー トル に		2,000 円	1,000 円	<u>2,160</u> 円	<u>1,080</u> 円

	つき 1年				
通路（橋 を 含 む。）	占 用 面 積 1 平 方メ ー ト ルに つき 1年	110円	70円	<u>121円</u>	<u>77円</u>
略					
建物	占 用	190円	130円	<u>209円</u>	<u>143円</u>
その他の 工作物	面 積 1 平 方メ ー ト ルに つき 1年	190円	130円	<u>209円</u>	<u>143円</u>
工 略	占 用	略			
作 其 他 の	面 積	90円	60円	<u>99円</u>	<u>66円</u>
物 の 設 置 を 伴 わ な い も の	1 平 方メ ー ト ルに つき 1年				

2 採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1 立方メート	<u>110円</u>
砂利（かき込み砂利 を含む。）	ルにつき	<u>154円</u>
栗石		<u>154円</u>
転石	1 個につき	<u>110円</u> に長径が 50センチメー トルを超える 20センチメー トルまでごと に <u>110円</u> を加算

	つき 1年				
通路（橋 を 含 む。）	占 用 面 積 1 平 方メ ー ト ルに つき 1年	110円	70円	<u>118円</u>	<u>75円</u>
略					
建物	占 用	190円	130円	<u>205円</u>	<u>140円</u>
その他の 工作物	面 積 1 平 方メ ー ト ルに つき 1年	190円	130円	<u>205円</u>	<u>140円</u>
工 略	占 用	略			
作 其 他 の	面 積	90円	60円	<u>97円</u>	<u>64円</u>
物 の 設 置 を 伴 わ な い も の	1 平 方メ ー ト ルに つき 1年				

2 採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1 立方メート	<u>108円</u>
砂利（かき込み砂利 を含む。）	ルにつき	<u>151円</u>
栗石		<u>151円</u>
転石	1 個につき	<u>108円</u> に長径が 50センチメー トルを超える 20センチメー トルまでごと に <u>108円</u> を加算

	した金額
略	略
備考 略	備考 略

(鳥取県道路占用料等徴収条例の一部改正)

第14条 鳥取県道路占用料等徴収条例(昭和28年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)							
区分	単位	占用料				区分	単位	占用料					
		金額						金額					
		非課税とされる る占有		非課税とされる る占有以外の 占有				非課税とされ る占有		非課税とされ る占有以外の 占有			
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域			市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域		
法 第 32 条 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 工 作 物	第1種電 柱	1本 につ き1 年	630円	530円	<u>693円</u>	<u>583円</u>	法 第 32 条 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 工 作 物	第1種電 柱	1本 につ き1 年	630円	530円	<u>680円</u>	<u>572円</u>
	第2種電 柱		970円	820円	<u>1,067 円</u>	<u>902円</u>	第2種電 柱		970円	820円	<u>1,047 円</u>	<u>885円</u>	
	第3種電 柱		1,300 円	1,100 円	<u>1,430 円</u>	<u>1,210 円</u>	第3種電 柱		1,300 円	1,100 円	<u>1,404 円</u>	<u>1,188 円</u>	
	第1種電 話柱		560円	480円	<u>616円</u>	<u>528円</u>	第1種電 話柱		560円	480円	<u>604円</u>	<u>518円</u>	
	第2種電 話柱		900円	760円	<u>990円</u>	<u>836円</u>	第2種電 話柱		900円	760円	<u>972円</u>	<u>820円</u>	
	第3種電 話柱		1,200 円	1,000 円	<u>1,320 円</u>	<u>1,100 円</u>	第3種電 話柱		1,200 円	1,000 円	<u>1,296 円</u>	<u>1,080 円</u>	
	その他の 柱類		56円	48円	<u>61円</u>	<u>52円</u>	その他の 柱類		56円	48円	<u>60円</u>	<u>51円</u>	
略						略							
	路上に設 ける変圧 器	1個 につ き1 年	550円	470円	<u>605円</u>	<u>517円</u>		路上に設 ける変圧 器	1個 につ き1 年	550円	470円	<u>594円</u>	<u>507円</u>
	地下に設 ける変圧 器	占有 面積 1平 方メ ートル につ き 1年	340円	290円	<u>374円</u>	<u>319円</u>		地下に設 ける変圧 器	占有 面積 1平 方メ ートル につ き 1年	340円	290円	<u>367円</u>	<u>313円</u>
	変圧塔そ	1個	1,100	950円	<u>1,210</u>	<u>1,045</u>		変圧塔そ	1個	1,100	950円	<u>1,188</u>	<u>1,026</u>



	の他に類するもの及び公衆電話所	につき1年	円	円	円	円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		470円	400円	<u>517円</u>	<u>440円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,200円</u>	<u>1,100円</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	<u>1,210円</u>	<u>1,045円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24円	20円	<u>26円</u>	<u>22円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34円	29円	<u>37円</u>	31円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51円	43円	<u>56円</u>	<u>47円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		67円	57円	<u>73円</u>	<u>62円</u>
	の他に類するもの及び公衆電話所	につき1年	円	円	円	円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		470円	400円	<u>507円</u>	<u>432円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	<u>1,188円</u>	<u>1,026円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24円	20円	<u>25円</u>	<u>21円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34円	29円	<u>36円</u>	31円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51円	43円	<u>55円</u>	<u>46円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		67円	57円	<u>72円</u>	<u>61円</u>

ル未満のもの					ル未満のもの							
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100円	86円	<u>110円</u>	<u>94円</u>	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100円	86円	<u>108円</u>	<u>92円</u>	
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130円	110円	<u>143円</u>	<u>121円</u>	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130円	110円	<u>140円</u>	<u>118円</u>	
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240円	200円	<u>264円</u>	<u>220円</u>	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240円	200円	<u>259円</u>	<u>216円</u>	
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		340円	290円	<u>374円</u>	<u>319円</u>	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		340円	290円	<u>367円</u>	<u>313円</u>	
外径が1メートル以上のもの		670円	570円	<u>737円</u>	<u>627円</u>	外径が1メートル以上のもの		670円	570円	<u>723円</u>	<u>615円</u>	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	<u>1,210円</u>	<u>1,045円</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	<u>1,188円</u>	<u>1,026円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	法第32条第1項第5号に掲げる施設	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額		Aに <u>0.0044</u> を乗じて得た額		法第32条第1項第5号に掲げる施設	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額		Aに <u>0.00432</u> を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額		Aに <u>0.0066</u> を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額		Aに <u>0.00648</u> を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額		Aに <u>0.0088</u> を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額		Aに <u>0.00864</u> を乗じて得た額	
		上空に設ける通路	1,000円	510円	<u>1,100円</u>	<u>561円</u>		上空に設ける通路	1,000円	510円	<u>1,080円</u>	<u>550円</u>

設	地下に設ける通路		600円	310円	660円	341円
	その他のもの		1,100円	950円	1,210円	1,045円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		20円	10円	22円	11円
	その他のもの		200円	100円	220円	110円
道路法施行令(昭和27年政令第47号)	看板的に設けるもの		200円	100円	220円	110円
	その他のもの		2,000円	1,000円	2,200円	1,100円
号。以下「政令」と	標識		900円	760円	990円	836円
	旗	祭礼、縁日その他のもの	20円	10円	22円	11円
設	地下に設ける通路		600円	310円	648円	334円
	その他のもの		1,100円	950円	1,188円	1,026円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		20円	10円	21円	11円
	その他のもの		200円	100円	216円	108円
道路法施行令(昭和27年政令第47号)	看板的に設けるもの		200円	100円	216円	108円
	その他のもの		2,000円	1,000円	2,160円	1,080円
号。以下「政令」と	標識		900円	760円	972円	820円
	旗	祭礼、縁日その他のもの	20円	10円	21円	11円

いう。 ) 第7条第1号に掲げる物件	催しに際し、一時的に設けるもの						
	その他のもの	1本につき1月	200円	100円	<u>220円</u>	<u>110円</u>	
	幕(礼、縁、その他)の催しに際し、一時的に設けるもの	祭日1平方メートルにつき1日	20円	10円	<u>22円</u>	11円	
いう。 ) 第7条第1号に掲げる物件	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200円	100円	<u>220円</u>	<u>110円</u>	
	幕(礼、縁、その他)の催しに際し、一時的に設けるもの	祭日1平方メートルにつき1日	20円	10円	<u>21円</u>	11円	
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200円	100円	<u>216円</u>	<u>108円</u>	
ア一	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000円	1,000円	<u>2,200円</u>	<u>1,100円</u>	
ア一	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000円	1,000円	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>	

		の そ の 他 の も の	1,000 円	510円	<u>1,100</u> 円	<u>561円</u>
政令第7条第2号に掲げる 工作物	占有面積 1平		1,100 円	950円	<u>1,210</u> 円	<u>1,045</u> 円
政令第7条第3号に掲げる 施設	方メートルにつき 1年		Aに0.025を乗じて得た額		Aに <u>0.0275</u> を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる 工事用施設及び同条第5号 に掲げる工事用材料	占有面積 1平方メートルにつき 1月		200円	100円	<u>220円</u>	<u>110円</u>
政令第7条第6号に掲げる 仮設建築物及び同条第7号 に掲げる施設	つき		110円	95円	<u>121円</u>	<u>104円</u>
政令第7条第8号に掲げる 施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 1年		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに <u>0.0154</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.0198</u> を乗じて得た額
政令第7条第9号	建築物 その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに <u>0.0154</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.0198</u> を乗じて得た額
			Aに0.01を乗じて	Aに0.013を乗じて	Aに <u>0.011</u> を乗じて	Aに <u>0.0143</u> を乗じて

  

		の そ の 他 の も の	1,000 円	510円	<u>1,080</u> 円	<u>550円</u>
政令第7条第2号に掲げる 工作物	占有面積 1平		1,100 円	950円	<u>1,188</u> 円	<u>1,026</u> 円
政令第7条第3号に掲げる 施設	方メートルにつき 1年		Aに0.025を乗じて得た額		Aに <u>0.027</u> を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる 工事用施設及び同条第5号 に掲げる工事用材料	占有面積 1平方メートルにつき 1月		200円	100円	<u>216円</u>	<u>108円</u>
政令第7条第6号に掲げる 仮設建築物及び同条第7号 に掲げる施設	つき		110円	95円	<u>118円</u>	<u>102円</u>
政令第7条第8号に掲げる 施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 1年		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに <u>0.01512</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.01944</u> を乗じて得た額
政令第7条第9号	建築物 その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに <u>0.01512</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.01944</u> を乗じて得た額
			Aに0.01を乗じて	Aに0.013を乗じて	Aに <u>0.0108</u> を乗じて	Aに <u>0.01404</u> を乗じて

に 掲 げ る 施 設		得た額	て得た額	て得た額	て得た額	に 掲 げ る 施 設		得た額	て得た額	て得た額	て得た額		
	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.0154を乗じて得た額		Aに0.0198を乗じて得た額	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.01512を乗じて得た額	Aに0.01944を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.0275を乗じて得た額		Aに0.027を乗じて得た額		その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.027を乗じて得た額				
	政令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.0275を乗じて得た額		Aに0.027を乗じて得た額		政令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.027を乗じて得た額				
備考 略						備考 略							

(鳥取県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

第15条 鳥取県海岸占用料等徴収条例（平成12年鳥取県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
1 占用料						1 占用料					
区分	単位	占用料				占用料					
		金額				金額					
		非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の 占用		非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の 占用			
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域		
工 第1種	1 本	630円	530円	<u>693円</u>	<u>583円</u>	630円	530円	<u>680円</u>	<u>572円</u>		

作 物 の 設 置 を 伴 う も の	電柱	に っ き 1 年				
	第 2 種 電柱		970円	820円	<u>1,067</u> 円	<u>902円</u>
	第 3 種 電柱		1,300 円	1,100 円	<u>1,430</u> 円	<u>1,210</u> 円
	その他 の柱類		56円	48円	<u>61円</u>	<u>52円</u>
	塔 類	広 告 表 示 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	2,000 円	1,000 円	<u>2,200</u> 円	<u>1,100</u> 円
	その他 の塔	占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	1,100 円	950円	<u>1,210</u> 円	<u>1,045</u> 円
	水 管 、 下 水 道 管 、 ガ ス 管 そ の 他 の 管 類	外 径 長 さ が 1 メ ー ト ル に つ き 1 年	130円	110円	<u>143円</u>	<u>121円</u>
		外 径 が 0.4 メ ー ト ル 以 上 の 1メ ー ト ル 未 満 の もの	340円	290円	<u>374円</u>	<u>319円</u>
		外 径 が 1メ ー	670円	570円	<u>737円</u>	<u>627円</u>
作 物 の 設 置 を 伴 う も の	電柱	に っ き 1 年				
	第 2 種 電柱		970円	820円	<u>1,047</u> 円	<u>885円</u>
	第 3 種 電柱		1,300 円	1,100 円	<u>1,404</u> 円	<u>1,188</u> 円
	その他 の柱類		56円	48円	<u>60円</u>	<u>51円</u>
	塔 類	広 告 表 示 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	2,000 円	1,000 円	<u>2,160</u> 円	<u>1,080</u> 円
	その他 の塔	占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	1,100 円	950円	<u>1,188</u> 円	<u>1,026</u> 円
	水 管 、 下 水 道 管 、 ガ ス 管 そ の 他 の 管 類	外 径 長 さ が 1 メ ー ト ル に つ き 1 年	130円	110円	<u>140円</u>	<u>118円</u>
		外 径 が 0.4 メ ー ト ル 以 上 の 1メ ー ト ル 未 満 の もの	340円	290円	<u>367円</u>	<u>313円</u>
		外 径 が 1メ ー	670円	570円	<u>723円</u>	<u>615円</u>

	トル 以上 の もの					
標識	1本 につき 1年	900円	760円	<u>990円</u>	<u>836円</u>	
看板又は 広告 板	表示 面積 1平方 メートル につき 1年	2,000 円	1,000 円	<u>2,200 円</u>	<u>1,100 円</u>	
通路 (橋を 含む。)	占用 面積 1平方 メー ートル	110円	70円	<u>121円</u>	<u>77円</u>	
建物	1ト	190円	130円	<u>209円</u>	<u>143円</u>	
その他 の工 作 物	ルに つき 1年	190円	130円	<u>209円</u>	<u>143円</u>	
工 作 物 の 設 置 を 伴 わ な い も の	略	略				
	その他 のもの の 設 置 を 伴 わ な い も の	占用 面積 1平方 メー ートル につき 1年	90円	60円	<u>99円</u>	<u>66円</u>

2 土石採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メ	<u>110円</u>
砂利(かき込み 砂利を含む。)	1ト ルに つき	<u>154円</u>
栗石		<u>154円</u>
転石	1個につ	<u>110円</u> に長径が50セン

	トル 以上 の もの					
標識	1本 につき 1年	900円	760円	<u>972円</u>	<u>820円</u>	
看板又は 広告 板	表示 面積 1平方 メートル につき 1年	2,000 円	1,000 円	<u>2,160 円</u>	<u>1,080 円</u>	
通路 (橋を 含む。)	占用 面積 1平方 メー ートル	110円	70円	<u>118円</u>	<u>75円</u>	
建物	1ト	190円	130円	<u>205円</u>	<u>140円</u>	
その他 の工 作 物	ルに つき 1年	190円	130円	<u>205円</u>	<u>140円</u>	
工 作 物 の 設 置 を 伴 わ な い も の	略	略				
	その他 のもの の 設 置 を 伴 わ な い も の	占用 面積 1平方 メー ートル につき 1年	90円	60円	<u>97円</u>	<u>64円</u>

2 土石採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メ	<u>108円</u>
砂利(かき込み 砂利を含む。)	1ト ルに つき	<u>151円</u>
栗石		<u>151円</u>
転石	1個につ	<u>108円</u> に長径が50セン



<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">き</td> <td style="width: 70%;">チメートルを超える20センチメートルまでごとに<u>110円</u>を加算した金額</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">備考 略</td> </tr> </table>		き	チメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>110円</u> を加算した金額	備考 略			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">き</td> <td style="width: 70%;">チメートルを超える20センチメートルまでごとに<u>108円</u>を加算した金額</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">備考 略</td> </tr> </table>		き	チメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>108円</u> を加算した金額	備考 略		
	き	チメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>110円</u> を加算した金額											
備考 略													
	き	チメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>108円</u> を加算した金額											
備考 略													

(鳥取県流水占用料等徴収条例の一部改正)

第16条 鳥取県流水占用料等徴収条例（平成12年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前											
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）											
1 流水占用料					1 流水占用料											
		区分			占用料					区分			占用料			
					単位	金額				単位	金額					
発電 のた め の 流 水 占 用	揚水 式 発 電 所 以 外 の 発 電 所	1	昭和40年10月1日以降に発電（設備の点検のためにするものを除く。以下同じ。）を開始した発電所	1 発 電 所 に つ き 1 年	次の算式により算定して得た額 {1,976円×常時理論水力+436円×（最大理論水力-常時理論水力）} × <u>1.10</u>		1 発 電 所 に つ き 1 年	次の算式により算定して得た額 {1,976円×常時理論水力+436円×（最大理論水力-常時理論水力）} × <u>1.08</u>		発電 のた め の 流 水 占 用	揚水 式 発 電 所 以 外 の 発 電 所	1	昭和40年10月1日以降に発電（設備の点検のためにするものを除く。以下同じ。）を開始した発電所	1 発 電 所 に つ き 1 年	次の算式により算定して得た額 {1,976円×常時理論水力+436円×（最大理論水力-常時理論水力）} × <u>1.08</u>	
		略					略									
		3	1の項又は2の項に掲げる発電所以外の発電所	1 発 電 所 に つ き 1 年	次の算式により算定して得た額 {1,976円×常時理論水力+988円×（最大理論水力-常時理論水力）} × <u>1.10</u>		1 発 電 所 に つ き 1 年	次の算式により算定して得た額 {1,976円×常時理論水力+988円×（最大理論水力-常時理論水力）} × <u>1.08</u>								
揚水式発電所		1 発 電 所 に つ き 1 年	次の算式により算定して得た額 〔 {1,976円×常時理論水力+436円×（最大理論水力-常時理論水力）} × <u>0.167</u> 〕 × <u>1.10</u>		1 発 電 所 に つ き 1 年	次の算式により算定して得た額 〔 {1,976円×常時理論水力+436円×（最大理論水力-常時理論水力）} × <u>0.167</u> 〕 × <u>1.08</u>										
工業又は鉱業のための流水占用		毎 秒 1 リ ッ ト ル に つ	<u>6,160円</u>		毎 秒 1 リ ッ ト ル に つ	<u>6,048円</u>										

		き1年					
2 土地占用料							
区分	単位	占用料					
		金額					
		非課税とされる る占用		非課税とされ る占用以外の 占用			
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1本につき	630円	530円	<u>693円</u>	<u>583円</u>	
	第2種電柱	き1年	970円	820円	<u>1,067円</u>	<u>902円</u>	
	第3種電柱		1,300円	1,100円	<u>1,430円</u>	<u>1,210円</u>	
	その他の柱類		56円	48円	<u>61円</u>	<u>52円</u>	
塔類	広告表示面積1平方メートルにつき1年		2,000円	1,000円	<u>2,200円</u>	<u>1,100円</u>	
	その他の塔	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	<u>1,210円</u>	<u>1,045円</u>	
水管、下水道管、ガス管	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130円	110円	<u>143円</u>	<u>121円</u>	
	外径が0.4		340円	290円	<u>374円</u>	<u>319円</u>	

		き1年					
2 土地占用料							
区分	単位	占用料					
		金額					
		非課税とされ る占用		非課税とされ る占用以外の 占用			
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1本につき	630円	530円	<u>680円</u>	<u>572円</u>	
	第2種電柱	き1年	970円	820円	<u>1,047円</u>	<u>885円</u>	
	第3種電柱		1,300円	1,100円	<u>1,404円</u>	<u>1,188円</u>	
	その他の柱類		56円	48円	<u>60円</u>	<u>51円</u>	
塔類	広告表示面積1平方メートルにつき1年		2,000円	1,000円	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>	
	その他の塔	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	<u>1,188円</u>	<u>1,026円</u>	
水管、下水道管、ガス管	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130円	110円	<u>140円</u>	<u>118円</u>	
	外径が0.4		340円	290円	<u>367円</u>	<u>313円</u>	

その他の管類	メートル以上のメートル未満のもの				
	外径が1メートル以上のもの	670円	570円	<u>737円</u>	<u>627円</u>
標識	1本につき1年	900円	760円	<u>990円</u>	<u>836円</u>
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,200円</u>	<u>1,100円</u>
通路 (橋を含む。)	占有面積1平方メートル	110円	70円	<u>121円</u>	<u>77円</u>
	建物	190円	130円	<u>209円</u>	<u>143円</u>
	その他の工作物	190円	130円	<u>209円</u>	<u>143円</u>
工略	占有面積	略			
	その他のもの	90円	60円	<u>99円</u>	<u>66円</u>
工略	占有面積	略			
	その他のもの	90円	60円	<u>97円</u>	<u>64円</u>
その他の管類	メートル以上のメートル未満のもの				
	外径が1メートル以上のもの	670円	570円	<u>723円</u>	<u>615円</u>
標識	1本につき1年	900円	760円	<u>972円</u>	<u>820円</u>
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>
通路 (橋を含む。)	占有面積1平方メートル	110円	70円	<u>118円</u>	<u>75円</u>
	建物	190円	130円	<u>205円</u>	<u>140円</u>
	その他の工作物	190円	130円	<u>205円</u>	<u>140円</u>
工略	占有面積	略			
	その他のもの	90円	60円	<u>97円</u>	<u>64円</u>

<p>い も の</p> <p>3 河川産出物採取料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">採取料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1立方メ</td> <td style="text-align: right;"><u>110円</u></td> </tr> <tr> <td>砂利（かき込み砂利を含む。）</td> <td>一トルにつき</td> <td style="text-align: right;"><u>154円</u></td> </tr> <tr> <td>栗石</td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>154円</u></td> </tr> <tr> <td>転石</td> <td>1個につき</td> <td><u>110円</u>に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに<u>110円</u>を加算した金額</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	採取料		単位	金額	土砂	1立方メ	<u>110円</u>	砂利（かき込み砂利を含む。）	一トルにつき	<u>154円</u>	栗石		<u>154円</u>	転石	1個につき	<u>110円</u> に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>110円</u> を加算した金額	略			<p>い も の</p> <p>3 河川産出物採取料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">採取料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1立方メ</td> <td style="text-align: right;"><u>108円</u></td> </tr> <tr> <td>砂利（かき込み砂利を含む。）</td> <td>一トルにつき</td> <td style="text-align: right;"><u>151円</u></td> </tr> <tr> <td>栗石</td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>151円</u></td> </tr> <tr> <td>転石</td> <td>1個につき</td> <td><u>108円</u>に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに<u>108円</u>を加算した金額</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	採取料		単位	金額	土砂	1立方メ	<u>108円</u>	砂利（かき込み砂利を含む。）	一トルにつき	<u>151円</u>	栗石		<u>151円</u>	転石	1個につき	<u>108円</u> に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>108円</u> を加算した金額	略		
区分		採取料																																							
	単位	金額																																							
土砂	1立方メ	<u>110円</u>																																							
砂利（かき込み砂利を含む。）	一トルにつき	<u>154円</u>																																							
栗石		<u>154円</u>																																							
転石	1個につき	<u>110円</u> に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>110円</u> を加算した金額																																							
略																																									
区分	採取料																																								
	単位	金額																																							
土砂	1立方メ	<u>108円</u>																																							
砂利（かき込み砂利を含む。）	一トルにつき	<u>151円</u>																																							
栗石		<u>151円</u>																																							
転石	1個につき	<u>108円</u> に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>108円</u> を加算した金額																																							
略																																									

（鳥取県砂防指定地等管理条例の一部改正）

第17条 鳥取県砂防指定地等管理条例（平成15年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																
<p>別表（第10条関係）</p> <p>1 採取料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">採取料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1立方</td> <td style="text-align: right;"><u>110円</u></td> </tr> <tr> <td>砂利（かき込み砂利を含む。）</td> <td>メートルにつき</td> <td style="text-align: right;"><u>154円</u></td> </tr> <tr> <td>栗石</td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>154円</u></td> </tr> <tr> <td>転石</td> <td>1個につき</td> <td><u>110円</u>に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに<u>110円</u>を加算した金額</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 占用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">単位</th> <th colspan="4">占用料</th> </tr> <tr> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">非課税とされる 占用</th> <th colspan="2">非課税とされる 占用以外の 占用</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>市の区 域</td> <td>町村の 区域</td> <td>市の区 域</td> <td>町村の 区域</td> </tr> </thead> </table>	区分	採取料		単位	金額	土砂	1立方	<u>110円</u>	砂利（かき込み砂利を含む。）	メートルにつき	<u>154円</u>	栗石		<u>154円</u>	転石	1個につき	<u>110円</u> に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>110円</u> を加算した金額	略			区分	単位	占用料				金額				非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の 占用				市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	<p>別表（第10条関係）</p> <p>1 採取料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">採取料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1立方</td> <td style="text-align: right;"><u>108円</u></td> </tr> <tr> <td>砂利（かき込み砂利を含む。）</td> <td>メートルにつき</td> <td style="text-align: right;"><u>151円</u></td> </tr> <tr> <td>栗石</td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>151円</u></td> </tr> <tr> <td>転石</td> <td>1個につき</td> <td><u>108円</u>に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに<u>108円</u>を加算した金額</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 占用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">単位</th> <th colspan="4">占用料</th> </tr> <tr> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">非課税とされる 占用</th> <th colspan="2">非課税とされる 占用以外の 占用</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>市の区 域</td> <td>町村の 区域</td> <td>市の区 域</td> <td>町村の 区域</td> </tr> </thead> </table>	区分	採取料		単位	金額	土砂	1立方	<u>108円</u>	砂利（かき込み砂利を含む。）	メートルにつき	<u>151円</u>	栗石		<u>151円</u>	転石	1個につき	<u>108円</u> に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>108円</u> を加算した金額	略			区分	単位	占用料				金額				非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の 占用				市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域
区分		採取料																																																																															
	単位	金額																																																																															
土砂	1立方	<u>110円</u>																																																																															
砂利（かき込み砂利を含む。）	メートルにつき	<u>154円</u>																																																																															
栗石		<u>154円</u>																																																																															
転石	1個につき	<u>110円</u> に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>110円</u> を加算した金額																																																																															
略																																																																																	
区分	単位	占用料																																																																															
		金額																																																																															
		非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の 占用																																																																													
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域																																																																												
区分	採取料																																																																																
	単位	金額																																																																															
土砂	1立方	<u>108円</u>																																																																															
砂利（かき込み砂利を含む。）	メートルにつき	<u>151円</u>																																																																															
栗石		<u>151円</u>																																																																															
転石	1個につき	<u>108円</u> に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>108円</u> を加算した金額																																																																															
略																																																																																	
区分	単位	占用料																																																																															
		金額																																																																															
		非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の 占用																																																																													
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域																																																																												

工 作 物 の 設 置 を 伴 う も の	第1種電柱	1本につき1年	630円	530円	<u>693円</u>	<u>583円</u>
	第2種電柱	1年	970円	820円	<u>1,067円</u>	<u>902円</u>
	第3種電柱		1,300円	1,100円	<u>1,430円</u>	<u>1,210円</u>
	その他の柱類		56円	48円	<u>61円</u>	<u>52円</u>
	塔類	広告表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,200円</u>	<u>1,100円</u>
		その他の塔	1,100円	950円	<u>1,210円</u>	<u>1,045円</u>
	水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が1メートル未満のもの	130円	110円	<u>143円</u>	<u>121円</u>
		外径が0.4メートル以上の1メートル未満のもの	340円	290円	<u>374円</u>	<u>319円</u>
		外径が1	670円	570円	<u>737円</u>	<u>627円</u>
	工 作 物 の 設 置 を 伴 う も の	第1種電柱	1本につき1年	630円	530円	<u>680円</u>
第2種電柱		1年	970円	820円	<u>1,047円</u>	<u>885円</u>
第3種電柱			1,300円	1,100円	<u>1,404円</u>	<u>1,188円</u>
その他の柱類			56円	48円	<u>60円</u>	<u>51円</u>
塔類		広告表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>
		その他の塔	1,100円	950円	<u>1,188円</u>	<u>1,026円</u>
水管、下水道管、ガス管その他の管類		外径が1メートル未満のもの	130円	110円	<u>140円</u>	<u>118円</u>
		外径が0.4メートル以上の1メートル未満のもの	340円	290円	<u>367円</u>	<u>313円</u>
		外径が1	670円	570円	<u>723円</u>	<u>615円</u>

メートル以上のもの						
標識	1本につき1年	900円	760円	<u>990円</u>	<u>836円</u>	
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,200円</u>	<u>1,100円</u>	
通路（橋を含む。）	占用面積1平方メートルにつき1年	110円	70円	<u>121円</u>	<u>77円</u>	
略						
その他の工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	190円	130円	<u>209円</u>	<u>143円</u>	
工作物の設置を伴わないもの	占用面積1平方メートルにつき1年	90円	60円	<u>99円</u>	<u>66円</u>	
備考 略						
メートル以上のもの						
標識	1本につき1年	900円	760円	<u>972円</u>	<u>820円</u>	
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>	
通路（橋を含む。）	占用面積1平方メートルにつき1年	110円	70円	<u>118円</u>	<u>75円</u>	
略						
その他の工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	190円	130円	<u>205円</u>	<u>140円</u>	
工作物の設置を伴わないもの	占用面積1平方メートルにつき1年	90円	60円	<u>97円</u>	<u>64円</u>	
備考 略						

(鳥取県漁港管理条例の一部改正)

第18条 鳥取県漁港管理条例（昭和34年鳥取県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第13条関係）					別表第1（第13条関係）				
区分	占用料				区分	占用料			
	単位	金額		単位		金額			
		非課税とされる占用	非課税とされる占用以外の占用			非課税とされる占用	非課税とされる占用以外の占用		
工作物の設置を伴うもの	建物	占有面積 1平方メートルにつき1年	550円	<u>605円</u>	建物	占有面積 1平方メートルにつき1年	550円	<u>594円</u>	
	第1種電柱	1本につき1年	630円	<u>693円</u>	第1種電柱	1本につき1年	630円	<u>680円</u>	
	第2種電柱		970円	<u>1,067円</u>	第2種電柱		970円	<u>1,047円</u>	
	第3種電柱		1,300円	<u>1,430円</u>	第3種電柱		1,300円	<u>1,404円</u>	
	その他の柱類		56円	<u>61円</u>	その他の柱類		56円	<u>60円</u>	
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130円	<u>143円</u>	水管、下水道管、ガス管その他の管類	長さ1メートルにつき1年	130円	<u>140円</u>	
	外径が0.4メートル以上の1メートル未満のもの		340円	<u>374円</u>	外径が0.4メートル以上の1メートル未満のもの		340円	<u>367円</u>	
	外径が1メートル以上のもの		670円	<u>737円</u>	外径が1メートル以上のもの		670円	<u>723円</u>	

の			
看板又は 広告板	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	2,000円	<u>2,200円</u>
その他の 工作物	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	550円	<u>605円</u>
工作物の設 置を伴わな いもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1月	45円	<u>49円</u>

備考 略

別表第2（第16条関係）

1 土砂採取料

区分	土砂採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メ	<u>110円</u>
砂利（かき込み 砂利を含む。）	ートルに つき	<u>154円</u>
栗石		<u>154円</u>
転石	1個につ き	<u>110円</u> に長径が50セン チメートルを超える 20センチメートルま でごとに <u>110円</u> を加算 した金額

2 占用料

区分	単位	占用料	
		金額	
		非課税とさ れる占用	非課税とさ れる占用以 外の占用
公共空地	建物 の設 置	占用面 積1平 方メ ートル につき 1年	190円 <u>209円</u>
	を伴 う第1種 電柱	1本に つき1 年	630円 <u>693円</u>
	第2種 電柱		970円 <u>1,067円</u>
	第3種 電柱		1,300円 <u>1,430円</u>

の			
看板又は 広告板	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	2,000円	<u>2,160円</u>
その他の 工作物	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	550円	<u>594円</u>
工作物の設 置を伴わな いもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1月	45円	<u>48円</u>

備考 略

別表第2（第16条関係）

1 土砂採取料

区分	土砂採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メ	<u>108円</u>
砂利（かき込み 砂利を含む。）	ートルに つき	<u>151円</u>
栗石		<u>151円</u>
転石	1個につ き	<u>108円</u> に長径が50セン チメートルを超える 20センチメートルま でごとに <u>108円</u> を加算 した金額

2 占用料

区分	単位	占用料	
		金額	
		非課税とさ れる占用	非課税とさ れる占用以 外の占用
公共空地	建物 の設 置	占用面 積1平 方メ ートル につき 1年	190円 <u>205円</u>
	を伴 う第1種 電柱	1本に つき1 年	630円 <u>680円</u>
	第2種 電柱		970円 <u>1,047円</u>
	第3種 電柱		1,300円 <u>1,404円</u>



電柱				
その他の柱類			56円	<u>61円</u>
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートルにつき1年未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130円	<u>143円</u>
	外径が0.4メートル以上の1メートル未満のもの		340円	<u>374円</u>
	外径が1メートル以上のもの		670円	<u>737円</u>
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年		2,000円	<u>2,200円</u>
その他の工作物	占有面積1平方メートルにつき1年		190円	<u>209円</u>
工作物の設置を伴わないもの	占有面積1平方メートルに		90円	<u>99円</u>
電柱				
その他の柱類			56円	<u>60円</u>
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートルにつき1年未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130円	<u>140円</u>
	外径が0.4メートル以上の1メートル未満のもの		340円	<u>367円</u>
	外径が1メートル以上のもの		670円	<u>723円</u>
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年		2,000円	<u>2,160円</u>
その他の工作物	占有面積1平方メートルにつき1年		190円	<u>205円</u>
工作物の設置を伴わないもの	占有面積1平方メートルに		90円	<u>97円</u>

		つき1年				つき1年		
水域		占有面積1平方メートルにつき1年	90円	99円	水域	占有面積1平方メートルにつき1年	90円	97円
備考 略				備考 略				

(鳥取県港湾管理条例の一部改正)

第19条 鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>(権限の委任)</p> <p>第16条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。</p>				<p>(権限の委任)</p> <p>第16条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法<u>（昭和22年法律第67号）</u>第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。</p>			
<p>(規則への委任)</p> <p>第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>				<p>(規則への委任)</p> <p>第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>知事が別に定める</u>。</p>			
<p>別表第1（第5条関係）</p> <p>1 港湾施設用地以外の港湾施設</p>				<p>別表第1（第5条関係）</p> <p>1 港湾施設用地以外の港湾施設</p>			
港湾施設の種類	区分	使用料		区分	使用料		
		単位	金額		単位	金額	
岸壁及び物揚場	鳥取港の7号岸壁及び物揚場以外	総トン数が5トン以上の船舶を係留する	略	外航船舶以外の船舶	総トン数1トンにつき	係留時間が6時間以下の場合	3円30銭
						係留時間が6時間を超え12時間以下の場合	4円95銭
岸壁及び物揚場	鳥取港の7号岸壁及び物揚場以外	総トン数が5トン以上の船舶を係留する	略	外航船舶以外の船舶	総トン数1トンにつき	係留時間が6時間以下の場合	3円24銭
						係留時間が6時間を超え12時間以下の場合	4円86銭

の岸壁及び物揚場を使用する場合	き。	係留時間が12時間を超え24時間以下の場合	6円60銭	の岸壁及び物揚場を使用する場合	き。	係留時間が12時間を超え24時間以下の場合	6円48銭
		係留時間が24時間を超える場合	6円60銭に24時間を超える部分6時間までごとに1円65銭を加算した額			係留時間が24時間を超える場合	6円48銭に24時間を超える部分6時間までごとに1円62銭を加算した額
貨物の一時置場として使用するとき。	き。	使用面積1平方メートルにつき使用期間（荷役の日を除く。）のうち15日までの1日	6円60銭	貨物の一時置場として使用するとき。	き。	使用面積1平方メートルにつき使用期間（荷役の日を除く。）のうち15日までの1日	6円48銭
		使用面積1平方メートルにつき使用期間（荷役の日を除く。）のうち15日を超える1日	8円80銭			使用面積1平方メートルにつき使用期間（荷役の日を除く。）のうち15日を超える1日	8円64銭
略				略			
略				略			
荷役	クローラクレーンを使用する場合	1時間につき	15,290円	荷役	クローラクレーンを使用する場合	1時間につき	15,012円
機械	グラブバケットを使用する場合	1時間につき	8,660円	機械	グラブバケットを使用する場合	1時間につき	8,503円
上屋	一般使用をする場合	使用面積1平方メートルにつき使用期間のうち3日までの1日	12円5銭	上屋	一般使用をする場合	使用面積1平方メートルにつき使用期間のうち3日までの1日	11円83銭
		使用面積1平方メートルにつき使用期間のうち3日を超え15日までの1日	17円60銭			使用面積1平方メートルにつき使用期間のうち3日を超え15日までの1日	17円28銭
		使用面積1平方メートルにつき使用期間のうち15日を超え30日までの1日	23円5銭			使用面積1平方メートルにつき使用期間のうち15日を超え30日までの1日	22円63銭

		使用面積1平方メートルにつき使用期間のうち30日を超える1日	<u>29円65銭</u>			使用面積1平方メートルにつき使用期間のうち30日を超える1日	<u>29円11銭</u>		
	専用使用をする場合	使用面積1平方メートルにつき1月	<u>473円</u>		専用使用をする場合	使用面積1平方メートルにつき1月	<u>464円</u>		
野積場	未舗装の野積場を使用する場合	防塵柵 <small>じん</small> があるとき。	使用面積10平方メートルにつき1日	<u>19円80銭</u>	野積場	未舗装の野積場を使用する場合	防塵柵 <small>じん</small> があるとき。	使用面積10平方メートルにつき1日	<u>19円44銭</u>
		防塵柵 <small>じん</small> がないとき。		<u>11円</u>			防塵柵 <small>じん</small> がないとき。	使用面積10平方メートルにつき1日	<u>10円80銭</u>
野積場	舗装された野積場を使用する場合	防塵柵 <small>じん</small> があるとき。	使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日までの1日	<u>30円80銭</u>	野積場	舗装された野積場を使用する場合	防塵柵 <small>じん</small> があるとき。	使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日までの1日	<u>30円24銭</u>
			使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日を超える1日	<u>41円80銭</u>				使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日を超える1日	<u>41円4銭</u>
野積場	舗装された野積場を使用する場合	防塵柵 <small>じん</small> がないとき。	使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日までの1日	<u>22円</u>	野積場	舗装された野積場を使用する場合	防塵柵 <small>じん</small> がないとき。	使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日までの1日	<u>21円60銭</u>
			使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日を超える1日	<u>33円</u>				使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日を超える1日	<u>32円40銭</u>
船	知事が別に定める	略	給水量1	略	船	知事が別に定める	略	給水量1	略

船舶の ため の 給 水 施 設	時間内に使用する 場合	外航船 舶以外 の船舶	立方メー トルにつ き	532円
	知事が別に定める 時間外に使用する 場合	略	略	略
		外航船 舶以外 の船舶		799円

船舶の ため の 給 水 施 設	時間内に使用する 場合	外航船 舶以外 の船舶	立方メー トルにつ き	522円
	知事が別に定める 時間外に使用する 場合	略	略	略
		外航船 舶以外 の船舶		784円

2 港湾施設用地

区分	単位	使用料	
		金額	
		非課税とされ るもの	非課税とされ るもの以外の もの
工 作 物 を 設 置 す る 場 合	建物 使用面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	630円	693円
	第 1 種 電柱 1 本に つき 1 年	630円	693円
	第 2 種 電柱	970円	1,067円
	第 3 種 電柱	1,300円	1,430円
	その他 の柱類	56円	61円
水 管 、 下 水 道 管 、 ガ ス 管 そ の 他 の 管	外径 長さ 1 メー トルに つき 1 年 0.4 メー トル 未満 のも の	130円	143円
	外径 0.4 メー トル 以上 1メ ー ト	340円	374円

2 港湾施設用地

区分	単位	使用料	
		金額	
		非課税とされ るもの	非課税とされ るもの以外の もの
工 作 物 を 設 置 す る 場 合	建物 使用面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	630円	680円
	第 1 種 電柱 1 本に つき 1 年	630円	680円
	第 2 種 電柱	970円	1,047円
	第 3 種 電柱	1,300円	1,404円
	その他 の柱類	56円	60円
水 管 、 下 水 道 管 、 ガ ス 管 そ の 他 の 管	外径 長さ 1 メー トルに つき 1 年 0.4 メー トル 未満 のも の	130円	140円
	外径 0.4 メー トル 以上 1メ ー ト	340円	367円

類	ル未 満の もの		
	外径 が1 メー トル 以上 の もの	670円	<u>737円</u>
	看板又 は広告 板	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	2,000円 <u>2,200円</u>
その 他 の 工 作 物	使用面 積1平 方メー トルに つき1 年	630円	<u>693円</u>
工 作 物 を 設 置 し な い 場 合	使用面 積1平 方メー トルに つき1 月	60円	<u>66円</u>

備考 略

別表第2（第12条関係）

1 占用料

区分	単位	占用料				
		金額				
		非課税とされ るもの		非課税とされ るもの以外 のもの		
市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域			
工 作 物 の 設 置	第1種 電柱	1本 につ	630円	530円	<u>693円</u>	<u>583円</u>
	第2種 電柱	き1 年	970円	820円	<u>1,067 円</u>	<u>902円</u>
	第3種 電柱		1,300 円	1,100 円	<u>1,430 円</u>	<u>1,210 円</u>

類	ル未 満の もの		
	外径 が1 メー トル 以上 の もの	670円	<u>723円</u>
	看板又 は広告 板	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	2,000円 <u>2,160円</u>
その 他 の 工 作 物	使用面 積1平 方メー トルに つき1 年	630円	<u>680円</u>
工 作 物 を 設 置 し な い 場 合	使用面 積1平 方メー トルに つき1 月	60円	<u>64円</u>

備考 略

別表第2（第12条関係）

1 占用料

区分	単位	占用料				
		金額				
		非課税とされ るもの		非課税とされ るもの以外 のもの		
市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域			
工 作 物 の 設 置	第1種 電柱	1本 につ	630円	530円	<u>680円</u>	<u>572円</u>
	第2種 電柱	き1 年	970円	820円	<u>1,047 円</u>	<u>885円</u>
	第3種 電柱		1,300 円	1,100 円	<u>1,404 円</u>	<u>1,188 円</u>

を伴うもの	その他の柱類		56円	48円	61円	52円
	塔類	広告表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	2,200円	1,100円
	その他の塔類	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	1,210円	1,045円
	水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が長さ1メートルにつき1年	130円	110円	143円	121円
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	340円	290円	374円	319円
		外径が1メートル以上のもの	670円	570円	737円	627円
	標識	1本	900円	760円	990円	836円

を伴うもの	その他の柱類		56円	48円	60円	51円
	塔類	広告表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	2,160円	1,080円
	その他の塔類	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	1,188円	1,026円
	水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が長さ1メートルにつき1年	130円	110円	140円	118円
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	340円	290円	367円	313円
		外径が1メートル以上のもの	670円	570円	723円	615円
	標識	1本	900円	760円	972円	820円

	につ き1 年				
看板又は は広告 板	表示 面積 1平方 メートル につき 1年	2,000 円	1,000 円	<u>2,200</u> 円	<u>1,100</u> 円
通路 (橋を 含む。)	占用 面積 1平方 メートル につき 1年	110円	70円	<u>121円</u>	<u>77円</u>
建物	1平方 メートル につき 1年	190円	130円	<u>209円</u>	<u>143円</u>
その他 の工作 物	1平方 メートル につき 1年	190円	130円	<u>209円</u>	<u>143円</u>
工 略	占用 面積 1平方 メートル につき 1年	略			
工作 物の 設置 を伴 わない もの	1平方 メートル につき 1年	90円	60円	<u>99円</u>	<u>66円</u>

2 土砂採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方	<u>110円</u>
砂利(かき込み 砂利を含む。)	メー トル につ き	<u>154円</u>
栗石	1個に つき	<u>154円</u>
転石	1個に つき	<u>110円</u> に長径が50センチ メートルを超える20セ ンチメートルまでごと に <u>110円</u> を加算した金額

備考 略

	につ き1 年				
看板又は は広告 板	表示 面積 1平方 メートル につき 1年	2,000 円	1,000 円	<u>2,160</u> 円	<u>1,080</u> 円
通路 (橋を 含む。)	占用 面積 1平方 メートル につき 1年	110円	70円	<u>118円</u>	<u>75円</u>
建物	1平方 メートル につき 1年	190円	130円	<u>205円</u>	<u>140円</u>
その他 の工作 物	1平方 メートル につき 1年	190円	130円	<u>205円</u>	<u>140円</u>
工 略	占用 面積 1平方 メートル につき 1年	略			
工作 物の 設置 を伴 わない もの	1平方 メートル につき 1年	90円	60円	<u>97円</u>	<u>64円</u>

2 土砂採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方	<u>108円</u>
砂利(かき込み 砂利を含む。)	メー トル につ き	<u>151円</u>
栗石	1個に つき	<u>151円</u>
転石	1個に つき	<u>108円</u> に長径が50センチ メートルを超える20セ ンチメートルまでごと に <u>108円</u> を加算した金額

備考 略



(鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第20条 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和42年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1(第16条関係)			別表第1(第16条関係)		
区 分	金額		区 分	金額	
	免税とされる航空機	免税とされる航空機以外の航空機		免税とされる航空機	免税とされる航空機以外の航空機
着 陸 料	1 ターボジェット発 動機を装備する航空 機については、航空 機の着陸1回ごと に、次に掲げる金額 の合計額 (1) 航空機の重量 (当該航空機の最 大離陸重量をい う。以下同じ。) をそれぞれ次の各 級に区分して順次 に各料金率を適用 して計算して得た 金額の合計額 ア 25トン以下の 重量について は、1トンごと に1,100円 イ 25トンを超え 100トン以下の 重量について は、1トンごと に1,500円 ウ 100トンを超 え200トン以下 の重量について は、1トンごと に1,700円 エ 200トンを超 える重量につい ては、1トンご とに1,800円 (2) 国際民間航空 条約の附属書16に	1 ターボジェット発 動機を装備する航空 機については、航空 機の着陸1回ごと に、次に掲げる金額 の合計額 (1) 航空機の重量 をそれぞれ次の各 級に区分して順次 に各料金率を適用 して計算して得た 金額の合計額 ア 25トン以下の 重量について は、1トンごと に <u>1,210円</u> イ 25トンを超え 100トン以下の 重量について は、1トンごと に <u>1,650円</u> ウ 100トンを超 え200トン以下 の重量について は、1トンごと に <u>1,870円</u> エ 200トンを超 える重量につい ては、1トンご とに <u>1,980円</u> (2) 国際民間航空 条約の附属書16に	着 陸 料	1 ターボジェット発 動機を装備する航空 機については、航空 機の着陸1回ごと に、次に掲げる金額 の合計額 (1) 航空機の重量 (当該航空機の最 大離陸重量をい う。以下同じ。) をそれぞれ次の各 級に区分して順次 に各料金率を適用 して計算して得た 金額の合計額 ア 25トン以下の 重量について は、1トンごと に1,100円 イ 25トンを超え 100トン以下の 重量について は、1トンごと に1,500円 ウ 100トンを超 え200トン以下 の重量について は、1トンごと に1,700円 エ 200トンを超 える重量につい ては、1トンご とに1,800円 (2) 国際民間航空 条約の附属書16に	1 ターボジェット発 動機を装備する航空 機については、航空 機の着陸1回ごと に、次に掲げる金額 の合計額 (1) 航空機の重量 をそれぞれ次の各 級に区分して順次 に各料金率を適用 して計算して得た 金額の合計額 ア 25トン以下の 重量について は、1トンごと に <u>1,188円</u> イ 25トンを超え 100トン以下の 重量について は、1トンごと に <u>1,620円</u> ウ 100トンを超 え200トン以下 の重量について は、1トンごと に <u>1,836円</u> エ 200トンを超 える重量につい ては、1トンご とに <u>1,944円</u> (2) 国際民間航空 条約の附属書16に

<p>定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値（当該騒音値のない航空機にあっては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値とする。以下同じ。）を相加平均して得た値（1 EPNデシベル未満の端数があるときは、1 EPNデシベルとして計算する。以下同じ。）から83を減じた値に3,400円を乗じて得た金額</p> <p>2 その他の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額</p> <p>(1) 6トン以下の航空機については、当該重量に対し1,000円</p> <p>(2) 6トンを超える航空機については、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 6トン以下の重量については、当該重量に対し700円</p> <p>イ 6トンを超える重量については、1トンごと</p>	<p>点における航空機の騒音値を相加平均して得た値から83を減じた値に<u>3,740円</u>を乗じて得た金額</p> <p>2 その他の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額</p> <p>(1) 6トン以下の航空機については、当該重量に対し<u>1,100円</u></p> <p>(2) 6トンを超える航空機については、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 6トン以下の重量については、当該重量に対し<u>770円</u></p> <p>イ 6トンを超える重量については、1トンごとに<u>649円</u></p>	<p>定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値（当該騒音値のない航空機にあっては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値とする。以下同じ。）を相加平均して得た値（1 EPNデシベル未満の端数があるときは、1 EPNデシベルとして計算する。以下同じ。）から83を減じた値に3,400円を乗じて得た金額</p> <p>2 その他の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額</p> <p>(1) 6トン以下の航空機については、当該重量に対し1,000円</p> <p>(2) 6トンを超える航空機については、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 6トン以下の重量については、当該重量に対し700円</p> <p>イ 6トンを超える重量については、1トンごと</p>	<p>点における航空機の騒音値を相加平均して得た値から83を減じた値に<u>3,672円</u>を乗じて得た金額</p> <p>2 その他の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額</p> <p>(1) 6トン以下の航空機については、当該重量に対し<u>1,080円</u></p> <p>(2) 6トンを超える航空機については、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 6トン以下の重量については、当該重量に対し<u>756円</u></p> <p>イ 6トンを超える重量については、1トンごとに<u>637円</u></p>
---	---	---	---

に590円		に590円	
停留料	航空機が空港内に停留する場合について、その停留時間24時間(24時間未満は、24時間として計算する。以下同じ。)ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額	航空機が空港内に停留する場合について、その停留時間24時間ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額	航空機が空港内に停留する場合について、その停留時間24時間ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額
1	23トン以下の航空機 (1) 3トン以下の重量については、当該重量に対し810円 (2) 3トンを超え6トン以下の重量については、当該重量に対し810円 (3) 6トンを超え23トン以下の重量については、1トンごとに30円	1 23トン以下の航空機 (1) 3トン以下の重量については、当該重量に対し891円 (2) 3トンを超え6トン以下の重量については、当該重量に対し891円 (3) 6トンを超え23トン以下の重量については、1トンごとに33円	1 23トン以下の航空機 (1) 3トン以下の重量については、当該重量に対し874円 (2) 3トンを超え6トン以下の重量については、当該重量に対し874円 (3) 6トンを超え23トン以下の重量については、1トンごとに32円
2	23トンを超える航空機 (1) 25トン以下の重量については、1トンごとに90円 (2) 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに80円 (3) 100トンを超える重量については、1トンごとに70円	2 23トンを超える航空機 (1) 25トン以下の重量については、1トンごとに99円 (2) 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに88円 (3) 100トンを超える重量については、1トンごとに77円	2 23トンを超える航空機 (1) 25トン以下の重量については、1トンごとに97円 (2) 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに86円 (3) 100トンを超える重量については、1トンごとに75円
備考 略		備考 略	
別表第2(第17条関係)		別表第2(第17条関係)	
1 土地 1平方メートル当たり1年1,241円(消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる使用)		1 土地 1平方メートル当たり1年1,241円(消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる使用)	

外の使用にあつては、1,365円）の範囲内において使用の目的、内容、面積等を勘案して知事が定める額

2 建物その他の施設

区分		単位	金額	
航空機への乗降に係る施設	出発時	1時間に	<u>7,480円</u>	
	到着時	つき	<u>8,780円</u>	
特別待合室	空港の旅客ターミナル施設としての利用	全室1時間につき	<u>5,500円</u>	
		2分の1室1時間につき	<u>3,300円</u>	
	その他の利用	国際交流のための利用	全室1時間につき	<u>2,750円</u>
			2分の1室1時間につき	<u>1,650円</u>
	その他の利用	その他の利用	全室1時間につき	<u>5,500円</u>
			2分の1室1時間につき	<u>3,300円</u>
略				
その他の施設	月を単位として使用する場合	使用面積1平方メートル1月につき	<u>830円</u>	
略				

備考 略

外の使用にあつては、1,340円）の範囲内において使用の目的、内容、面積等を勘案して知事が定める額

2 建物その他の施設

区分		単位	金額	
航空機への乗降に係る施設	出発時	1時間に	<u>7,430円</u>	
	到着時	つき	<u>8,730円</u>	
特別待合室	空港の旅客ターミナル施設としての利用	全室1時間につき	<u>5,400円</u>	
		2分の1室1時間につき	<u>3,240円</u>	
	その他の利用	国際交流のための利用	全室1時間につき	<u>2,700円</u>
			2分の1室1時間につき	<u>1,620円</u>
	その他の利用	その他の利用	全室1時間につき	<u>5,400円</u>
			2分の1室1時間につき	<u>3,240円</u>
略				
その他の施設	月を単位として使用する場合	使用面積1平方メートル1月につき	<u>820円</u>	
略				

備考 略

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第21条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条</p>

の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務に限る。次項第2号において「試験問題作成事務」という。） 1件につき 1,800円

イ 略

(11の2)～(49) 略

(50) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第4条第1項の規定に基づく薬局の開設の許可 1件につき 29,700円

(51) 略

(52) 医薬品医療機器等法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可 1件につき 29,700円

(53)・(54) 略

(55) 医薬品医療機器等法第36条の8第1項（医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく登録販売者試験又は動物用医薬品登録販売者試験の実施 1件につき 14,300円

(55の2) 略

(55の3) 医薬品医療機器等法第36条の8第2項（医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく販売従事登録 1件につき 7,200円

(55の4)～(92の9) 略

(93) 温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可 1件につき 127,000円

(93の2)・(93の3) 略

(94) 温泉法第11条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可 1件につき 120,000円

(94の2)～(96) 略

(97) クリーニング業法第6条の規定に基づくクリーニング師の免許 1件につき 5,700円

(98)・(99) 略

(100) クリーニング業法施行令第1条第3項の規定に基づくクリーニング師免許証の再交付 1件につき 3,500円

(101)～(223) 略

の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務に限る。次項第2号において「試験問題作成事務」という。） 1件につき 700円

イ 略

(11の2)～(49) 略

(50) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第4条第1項の規定に基づく薬局の開設の許可 1件につき 29,000円

(51) 略

(52) 医薬品医療機器等法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可 1件につき 29,000円

(53)・(54) 略

(55) 医薬品医療機器等法第36条の8第1項（医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく登録販売者試験又は動物用医薬品登録販売者試験の実施 1件につき 14,000円

(55の2) 略

(55の3) 医薬品医療機器等法第36条の8第2項（医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく販売従事登録 1件につき 7,100円

(55の4)～(92の9) 略

(93) 温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可 1件につき 120,000円

(93の2)・(93の3) 略

(94) 温泉法第11条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可 1件につき 110,000円

(94の2)～(96) 略

(97) クリーニング業法第6条の規定に基づくクリーニング師の免許 1件につき 5,600円

(98)・(99) 略

(100) クリーニング業法施行令第1条第3項の規定に基づくクリーニング師免許証の再交付 1件につき 3,400円

(101)～(223) 略

(224) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）  
第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、  
監視伝染病の発生を予防するために行うもの 次  
に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア～オ 略

カ ヨーネ病

(ア) 酵素免疫測定法による検査 1件につき  
700円

(イ)・(ウ) 略

キ 牛ウイルス性下痢・粘膜病 1件につき700  
円

(225)～(232) 略

(232の2) 牛に使用する飼料の分析 次に掲げる  
区分に応じ、それぞれに定める額

ア 一般分析 1件につき1,000円

イ ミネラル分析 1件につき800円

(233)～(281の4) 略

(281の5) 所有者不明土地の利用の円滑化等に關  
する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所  
所有者不明土地法」という。）第13条第1項の規定  
に基づく土地使用権等の取得についての裁定又は  
所有者不明土地法第19条第3項の規定に基づく土  
地等使用権の存続期間の延長についての裁定 損  
失の補償金の見積額をそれぞれ次の表の左欄に掲  
げる金額に区分して、それぞれ同表の右欄に定め  
る金額を合計した額

10万円以下の金額	27,000円
10万円を超え、100万 円以下の金額	5万円に達するごとに 2,700円
100万円を超え、500万 円以下の金額	10万円に達するごとに 3,400円
500万円を超え、2,000 万円以下の金額	100万円に達するごと に3,500円
2,000万円を超え、1 億円以下の金額	400万円に達するごと に4,800円
1億円を超える金額	0円

(281の6) 所有者不明土地法第32条第1項又は所  
所有者不明土地法第37条第3項の規定に基づく特定  
所有者不明土地の収用又は使用についての裁定  
損失の補償金の見積額をそれぞれ次の表の左欄に  
掲げる金額に区分して、それぞれ同表の右欄に定  
める金額を合計した額

10万円以下の金額	27,000円
10万円を超え、100万 円以下の金額	5万円に達するごとに 2,700円

(224) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）  
第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、  
監視伝染病の発生を予防するために行うもの 次  
に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア～オ 略

カ ヨーネ病

(ア) 酵素免疫測定法による検査 1件につき  
680円

(イ)・(ウ) 略

キ 牛ウイルス性下痢・粘膜病 1件につき680  
円

(225)～(232) 略

(232の2) 牛に使用する飼料の分析 1件につき  
700円

(233)～(281の4) 略

100万円を超え、500万円以下の金額	10万円に達するごとに3,400円	(282)～(317) 略	(282)～(317) 略
500万円を超え、2,000万円以下の金額	100万円に達するごとに3,500円	(318) 教育職員免許法第5条第6項の規定に基づく教育職員の臨時免許状の授与 1件につき1,800円	(318) 教育職員免許法第5条第6項の規定に基づく教育職員の臨時免許状の授与 1件につき1,700円
2,000万円を超え、1億円以下の金額	400万円に達するごとに4,800円	(318の2) 教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく特別支援学校の教員の免許状への新教育領域の追加 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 略 イ 臨時免許状に係るもの 1件につき1,800円	(318の2) 教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく特別支援学校の教員の免許状への新教育領域の追加 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 略 イ 臨時免許状に係るもの 1件につき1,700円
1億円を超える金額	0円	(319)・(319の2) 略	(319)・(319の2) 略
		(319の3) 教育職員免許法第9条の2第5項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長 1件につき2,300円	(319の3) 教育職員免許法第9条の2第5項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長 1件につき2,200円
		(320) 教育職員免許法第15条の規定に基づく教育職員の免許状の書換交付又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 免許状の書換交付 1件につき950円 イ 免許状の再交付 1件につき1,200円	(320) 教育職員免許法第15条の規定に基づく教育職員の免許状の書換交付又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 免許状の書換交付 1件につき870円 イ 免許状の再交付 1件につき1,100円
		(320の2)・(320の3) 略	(320の2)・(320の3) 略
		(320の4) 平成19年改正法附則第2条第4項の規定に基づく修了確認期限の延期 1件につき2,300円	(320の4) 平成19年改正法附則第2条第4項の規定に基づく修了確認期限の延期 1件につき2,200円
		(320の5)～(328) 略	(320の5)～(328) 略
		2 略	2 略

(鳥取県警察手数料条例の一部改正)

第22条 鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(46) 略</p> <p>(47) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の規定に基づ</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(46) 略</p> <p>(47) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の規定に基づ</p>

<p>く自動車の保管場所の確保を証する書面の交付次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 新たな書面の交付に係るもの 1件につき <u>2,300円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(48)～(70) 略</p> <p>2 略</p>	<p>く自動車の保管場所の確保を証する書面の交付次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 新たな書面の交付に係るもの 1件につき <u>2,100円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(48)～(70) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

(鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第23条 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第13条関係）			別表（第13条関係）		
区分	金額		区分	金額	
	宿泊する場合	宿泊しない場合		宿泊する場合	宿泊しない場合
一般人	1人1泊につき <u>920円</u>	1人1日につき <u>460円</u>	一般人	1人1泊につき <u>900円</u>	1人1日につき <u>450円</u>

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第24条 鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(料金)</p> <p>第7条 工業用水道の利用については、別表に定める金額に<u>100分の110</u>を乗じて得た金額の料金を徴収する。</p>	<p>(料金)</p> <p>第7条 工業用水道の利用については、別表に定める金額に<u>100分の108</u>を乗じて得た金額の料金を徴収する。</p>

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第25条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(病院における使用料及び手数料の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の使用料又は手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する</p>	<p>(病院における使用料及び手数料の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の使用料又は手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する</p>



費用の額の算定に関する基準（以下「診療報酬の算定方法」という。）により算定した額。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあつては、診療報酬の算定方法により算定した額に100分の110を乗じて得た額

(3) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（同法第149条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（以下「食事療養費等算定基準」という。）により算定した額。ただし、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあつては、食事療養費等算定基準により算定した額に100分の110を乗じて得た額

3 略

別表第1（第5条関係）

1 診断料、検査料等

区分	金額
健康診断	1件につき <u>4,730円</u>
障がいの程度に関する診断	1件につき <u>4,730円</u>
人間ドック	1件につき <u>44,000円</u>
脳ドック	1件につき <u>38,500円</u>
略	
死体検案	1件につき <u>10,230円</u>
変死体検案	1件につき <u>18,480円</u>
略	

2 略

3 不妊治療料

区分	金額	
配偶者間人工授精（精子洗浄濃縮法）	1件につき <u>9,988円</u>	
体外受精	採卵・採精	1件につき <u>51,700円</u>
	顕微授精	1件につき <u>38,500円</u>
	初期胚培養	1件につき <u>42,900円</u>
	胚盤胞培養	1件につき <u>56,100円</u>
	新鮮胚移植	1件につき <u>35,200円</u>
受精卵凍結保存	1件につき <u>44,000円</u>	
凍結受精卵融解・移植	1件につき <u>66,000円</u>	
精子凍結保存	1件につき <u>38,500円</u>	

4 予防接種料

費用の額の算定に関する基準（以下「診療報酬の算定方法」という。）により算定した額。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあつては、診療報酬の算定方法により算定した額に100分の108を乗じて得た額

(3) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（同法第149条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（以下「食事療養費等算定基準」という。）により算定した額。ただし、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあつては、食事療養費等算定基準により算定した額に100分の108を乗じて得た額

3 略

別表第1（第5条関係）

1 診断料、検査料等

区分	金額
健康診断	1件につき <u>4,644円</u>
障がいの程度に関する診断	1件につき <u>4,644円</u>
人間ドック	1件につき <u>43,200円</u>
脳ドック	1件につき <u>37,800円</u>
略	
死体検案	1件につき <u>10,044円</u>
変死体検案	1件につき <u>18,144円</u>
略	

2 略

3 不妊治療料

区分	金額	
配偶者間人工授精（精子洗浄濃縮法）	1件につき <u>9,806円</u>	
体外受精	採卵・採精	1件につき <u>50,760円</u>
	顕微授精	1件につき <u>37,800円</u>
	初期胚培養	1件につき <u>42,120円</u>
	胚盤胞培養	1件につき <u>55,080円</u>
	新鮮胚移植	1件につき <u>34,560円</u>
受精卵凍結保存	1件につき <u>43,200円</u>	
凍結受精卵融解・移植	1件につき <u>64,800円</u>	
精子凍結保存	1件につき <u>37,800円</u>	

4 予防接種料

区分	金額
略	
診療報酬の算定方法に薬価が規定されている薬剤を使用する場合	診療報酬の算定方法により算定した薬剤料及び注射実施料の合計額に100分の110を乗じて得た額に1の表の健康診断の項に定める金額を加えた額
その他の場合	使用する薬剤の購入価格（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）及び診療報酬の算定方法により算定した注射実施料の合計額に100分の110を乗じて得た額に1の表の健康診断の項に定める金額を加えた額

区分	金額
略	
診療報酬の算定方法に薬価が規定されている薬剤を使用する場合	診療報酬の算定方法により算定した薬剤料及び注射実施料の合計額に100分の108を乗じて得た額に1の表の健康診断の項に定める金額を加えた額
その他の場合	使用する薬剤の購入価格（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）及び診療報酬の算定方法により算定した注射実施料の合計額に100分の108を乗じて得た額に1の表の健康診断の項に定める金額を加えた額

5 略

5 略

6 特別入院施設料

6 特別入院施設料

区分		金額（1床1日につき）	
		非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの
鳥取県立中央病院	個室	甲	9,000円 <u>9,900円</u>
		乙	7,000円 <u>7,700円</u>
		丙	5,000円 <u>5,500円</u>
鳥取県立厚生病院	個室	4,000円	<u>4,400円</u>

区分		金額（1床1日につき）	
		非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの
鳥取県立中央病院	個室	甲	9,000円 <u>9,720円</u>
		乙	7,000円 <u>7,560円</u>
		丙	5,000円 <u>5,400円</u>
鳥取県立厚生病院	個室	4,000円	<u>4,320円</u>

7 非紹介患者加算料

7 非紹介患者加算料

区分		金額	
		非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの
選定療養のうち初診に係るもの	鳥取県立中央病院	内科	1回につき 5,000円 <u>5,500円</u>
		歯科	1回につき 3,000円 <u>3,300円</u>
	鳥取県立厚生病院	内科	1回につき 3,000円 <u>3,300円</u>

区分		金額	
		非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの
選定療養のうち初診に係るもの	鳥取県立中央病院	内科	1回につき 5,000円 <u>5,400円</u>
		歯科	1回につき 3,000円 <u>3,240円</u>
	鳥取県立厚生病院	内科	1回につき 3,000円 <u>3,240円</u>

	鳥取県立厚生病院		1回につき 1,500円	1回につき <u>1,650円</u>
選定療養のうち再診に係るもの	鳥取県立中央病院	内科	1回につき 2,500円	1回につき <u>2,750円</u>
		歯科	1回につき 1,500円	1回につき <u>1,650円</u>

8 長期入院診療料

区分	金額
選定療養のうち企業管理規程で定める長期の入院に係るもの	長期の入院に関し、健康保険法第86条第2項第1号の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律第76条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準において控除される点数に <u>11円</u> を乗じて得た額に相当する額

9 セカンドオピニオン外来相談料

区分	金額
他の医療機関の患者に対する助言	相談時間1時間につき <u>11,000円</u>

10 遺伝カウンセリング料

区分	金額
遺伝子検査に係る個別面談（診療報酬の算定方法に規定する遺伝カウンセリングを除く。）	初回 1件につき <u>11,000円</u>
	2回目以降 1件につき <u>6,600円</u>

11 その他の使用料

区分	金額
生命保険等に係る個別面談	1件につき <u>5,830円</u>
死後処置	1件につき <u>4,400円</u>

備考 略

別表第2（第5条関係）

区分	金額
普通診断書	1通につき <u>2,090円</u>
健康診断書	1通につき <u>2,090円</u>
年金障がい診断書	1通につき <u>5,500円</u>
身体障害者手帳診断書・意見書	1通につき <u>5,500円</u>
精神障害者手帳診断書	1通につき <u>5,500円</u>

	鳥取県立厚生病院		1回につき 1,500円	1回につき <u>1,620円</u>
選定療養のうち再診に係るもの	鳥取県立中央病院	内科	1回につき 2,500円	1回につき <u>2,700円</u>
		歯科	1回につき 1,500円	1回につき <u>1,620円</u>

8 長期入院診療料

区分	金額
選定療養のうち企業管理規程で定める長期の入院に係るもの	長期の入院に関し、健康保険法第86条第2項第1号の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律第76条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準において控除される点数に <u>10円80銭</u> を乗じて得た額に相当する額

9 セカンドオピニオン外来相談料

区分	金額
他の医療機関の患者に対する助言	相談時間1時間につき <u>10,800円</u>

10 遺伝カウンセリング料

区分	金額
遺伝子検査に係る個別面談（診療報酬の算定方法に規定する遺伝カウンセリングを除く。）	初回 1件につき <u>10,800円</u>
	2回目以降 1件につき <u>6,480円</u>

11 その他の使用料

区分	金額
生命保険等に係る個別面談	1件につき <u>5,724円</u>
死後処置	1件につき <u>4,320円</u>

備考 略

別表第2（第5条関係）

区分	金額
普通診断書	1通につき <u>2,052円</u>
健康診断書	1通につき <u>2,052円</u>
年金障がい診断書	1通につき <u>5,400円</u>
身体障害者手帳診断書・意見書	1通につき <u>5,400円</u>
精神障害者手帳診断書	1通につき <u>5,400円</u>

自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書	1通につき <u>5,500円</u>	自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書	1通につき <u>5,400円</u>
死亡診断書	1通につき <u>2,310円</u>	死亡診断書	1通につき <u>2,268円</u>
死体検案書	1通につき <u>4,290円</u>	死体検案書	1通につき <u>4,212円</u>
変死体検案書	1通につき <u>4,290円</u>	変死体検案書	1通につき <u>4,212円</u>
生命保険金受領診断書	1通につき <u>5,830円</u>	生命保険金受領診断書	1通につき <u>5,724円</u>
通院入院証明書	1通につき <u>2,090円</u>	通院入院証明書	1通につき <u>2,052円</u>
療養費支払証明書	1通につき <u>1,100円</u>	療養費支払証明書	1通につき <u>1,080円</u>
自動車損害賠償責任保険医療証明書	1通につき <u>4,400円</u>	自動車損害賠償責任保険医療証明書	1通につき <u>4,320円</u>
診療明細書（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2第1項に規定する領収証の交付に併せて同条第2項の当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書として交付するものを除く。）	1通につき <u>440円</u>	診療明細書（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2第1項に規定する領収証の交付に併せて同条第2項の当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書として交付するものを除く。）	1通につき <u>432円</u>
通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。）	1通につき <u>2,090円</u>	通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。）	1通につき <u>2,052円</u>
通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	1通につき <u>1,100円</u>	通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	1通につき <u>1,080円</u>
略		略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第19条（鳥取県港湾管理条例第16条及び第17条の改正規定に限る。）の規定 公布の日
- (2) 第21条（鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第11号の改正規定に限る。）の規定 平成31年4月1日
- (3) 第11条及び第21条（鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第281号の4の次に2号を加える改正規定に限る。）の規定 平成31年6月1日

(4) 第8条の規定 建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日  
(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日前から継続して供給している工業用水道の利用に係る料金で同日から平成31年10月31日までの間に支払を受ける権利が確定するものについては、第24条の規定による改正後の鳥取県営企業の設置等に関する条例第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。